

沖縄県文化芸術振興計画

令和5年3月

沖縄県文化観光スポーツ部

はじめに～県民のみなさまへ～

沖縄は、古来、アジア諸国との交易を通じて多様な文化芸術を受け入れ、沖縄の精神的、文化的風土と融合させることで、亜熱帯の海に囲まれた美しい島々に、独特の文化芸術を育んできました。

長い歴史の中で、先人たちは祖先への敬い、自然への畏敬の念、他者の痛みに寄り添うチムグクルなどの精神文化を育むとともに、幾多の世変わりにより困難な時代にあっても、文化芸術を心の拠り所として、心豊かで活力ある社会の基盤を築き、新たな時代を切り開いてきました。

このような中、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」として世界自然遺産にも登録されている首里城が、令和元年の火災により焼失してしまいました。この火災により、私たちは、大きな喪失感とともに、首里城が琉球王国の歴史、まさしく世界を結ぶ架け橋「万国津梁」として独自の文化を築いてきた歴史そのものであり、県民の心の拠り所であったことを再認識し、一人一人が我がこととして、その復興に向けた取組に御支援をいただいております。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大により、県民の社会経済活動の自粛を余儀なくされ、また文化芸術関係者はもとより、県経済の全体が大きな影響を受けました。このことは、文化芸術が県民生活に深く根ざしたものであったことを改めて私たちに認識させ、文化芸術に触れる機会の大切さや、文化芸術を未来につなぐ人づくりの重要性を強く感じさせる契機ともなりました。

さて、本県は、昨年で本土復帰 50 周年の節目を迎えました。県では、「新時代沖縄」の方向を示すものとして、「新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」を策定し、県民が真に幸福を実感できる平和で豊かな沖縄の実現に取り組んでいくこととしております。

この度、「新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」と連動して、「沖縄県文化芸術振興条例（平成 25 年条例第 67 号）」の目指す文化芸術の振興を、より一層推進していくため、「沖縄県文化芸術振興計画」を新たに策定いたしました。

本計画は、少子高齢化を踏まえた担い手の育成・確保や文化の継承、オンライン等のデジタル技術を活用し、年齢、障害の有無等に関わらず誰もが文化芸術活動を行える環境の整備や、文化を生きたものとして継承していくために、子ども達が文化芸術に触れる機会の確保・充実、文化資源などのソフトパワーを活かした観光をはじめとする他分野との連携、地域の活性化などを基本的課題として、目指す姿と、その実現に向けた施策の展開を明らかにしております。

今後は、本計画に掲げた施策を総合的かつ計画的に推進していくことにより、文化芸術を通して沖縄らしい優しい社会の構築、心豊かで活力のある社会の実現を目指してまいります。

県民の皆様には、より一層の御理解と御支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、この計画の策定に当たり、貴重な御意見をいただいた皆様に心からお礼を申し上げます。

令和 5 年 3 月

沖縄県知事 玉城 デニー

目 次

第一章 総説

- 1 計画策定の意義……………1
- 2 計画の性格……………1
- 3 計画の期間……………1
- 4 対象とする文化芸術の範囲……………2

第二章 基本的課題

- 1 文化芸術を取り巻く社会情勢の変化……………3
- 2 本県の文化芸術の状況……………8
- 3 国や県の動き……………26
- 4 基本的課題……………28

第三章 基本目標と基本的な方向性

- 1 基本目標……………30
- 2 基本的な方向性（基本的施策・目指す姿・施策の展開）……………30

第四章 施策の展開

- 1 文化芸術の振興……………32
 - (1) しまくとぅばの保存・普及・継承……………34
 - (2) 伝統芸能の継承・発展……………35
 - (3) 沖縄空手の保存・継承・発展……………36
 - (4) 伝統工芸の振興……………39
 - (5) 伝統文化の保存・継承・発展……………41
 - (6) 芸術等の振興……………42
 - (7) 文化財等の保存及び活用……………43
 - (8) 景観の形成等……………45
- 2 人材の養成等……………47
 - (1) 芸術家等の養成等……………47
 - (2) 文化芸術に関する教育の充実等……………49
 - (3) 文化芸術団体への支援……………51
 - (4) 顕彰……………52

| | | |
|----------|-------------------|----|
| 3 | 文化芸術活動の充実 | 53 |
| (1) | 県民等の文化芸術活動の充実 | 53 |
| (2) | 文化芸術交流の推進 | 56 |
| 4 | 文化芸術の活用 | 58 |
| (1) | 文化芸術による地域づくり | 58 |
| (2) | 文化芸術に関する産業の創出及び振興 | 60 |
| (3) | 地域産業との相互連携の促進 | 61 |
| 5 | 文化芸術を支える基盤の強化 | 63 |
| (1) | 教育研究機関の機能強化 | 63 |
| (2) | 文化芸術施設等の充実及び活用 | 64 |
| (3) | 知的財産に関する知識の普及 | 65 |
| (4) | 企業等による支援活動の促進 | 66 |
| 第五章 推進体制 | | |
| 1 | 推進体制 | 67 |
| 2 | 進行管理（評価・検証） | 68 |
| | 指標一覧 | 69 |

第一章 総説

1 計画策定の意義

県では、文化芸術の振興に関し、長期的な視点に立って総合的に施策を推進するため、平成25年に「沖縄県文化芸術振興条例」を制定し、基本理念や施策の基本となる事項等を定め、施策を推進してきたところです。

近年、少子高齢化やグローバル化の進展、情報技術の急速な進展など、社会状況が大きく変化する中で、変化に応じた社会の要請に応じつつ、関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術施策の展開が求められています。

また、平成29年に文化芸術振興基本法が改正され、文化芸術基本法において、新たに国の「文化芸術推進基本計画」の策定が位置付けられたほか、地方公共団体における「地方文化芸術推進基本計画」の策定が努力義務とされたところです。

このような文化芸術を取り巻く環境の変化に加え、本年5月に沖縄振興の基本方向や基本施策等を明らかにした「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」が策定されたことから、同計画と連動して文化芸術の振興を一層推進していくため、沖縄県文化芸術振興計画を策定することとしました。

2 計画の性格

本計画は、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」に基づく文化・芸術分野における分野別計画であり、文化芸術基本法第7条の2に定める地方文化芸術推進基本計画及び障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第8条に規定する地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画として位置づけています。

また、沖縄県文化芸術振興条例に定める基本理念に則り、県の責務を踏まえつつ、本県の文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本目標や基本的な方向性等を明らかにするものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

4 対象とする文化芸術の範囲

本計画が対象とする文化芸術とは、文化芸術基本法及び沖縄県文化芸術振興条例に規定する分野を対象とします。(下記表)

【文化芸術基本法に定める文化芸術の分野】

| | |
|------------|--|
| 芸術 | 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術 |
| メディア芸術 | 映画、漫画、アニメーション、及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術 |
| 伝統芸能 | 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能 |
| 芸能 | 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く） |
| 生活文化 | 茶道、華道、書道、食文化その他の生活にかかる文化 |
| 国民娯楽 | 囲碁、将棋その他の国民的娯楽 |
| 出版物等 | 出版物及びレコード等 |
| 文化財等 | 有形及び無形の文化財並びにその保存技術 |
| 地域における文化芸術 | 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能 |

【沖縄県文化芸術振興条例に定める文化芸術の分野】

| | |
|--------|--|
| 伝統的な文化 | しまくとぅば |
| | 組踊、さんしん音楽、琉球舞踊その他の伝統芸能 |
| | 空手道・古武道 |
| | 本県の歴史及び風土に培われたびんがた、織物、陶器、漆器その他の伝統工芸 |
| | 伝統的な行事、食文化、その他の伝統的な文化 |
| 芸術 | 文学、音楽、美術、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術） |
| 芸能 | 伝統芸能を除く芸能 |
| 生活文化 | 茶道、華道、書道その他の生活にかかる文化 |
| 文化財等 | 有形及び無形の文化財、歴史的価値がある文書及び記録 |
| 景観の形成等 | 歴史的又は文化的景観、県が設置する公共施設の外観等 |

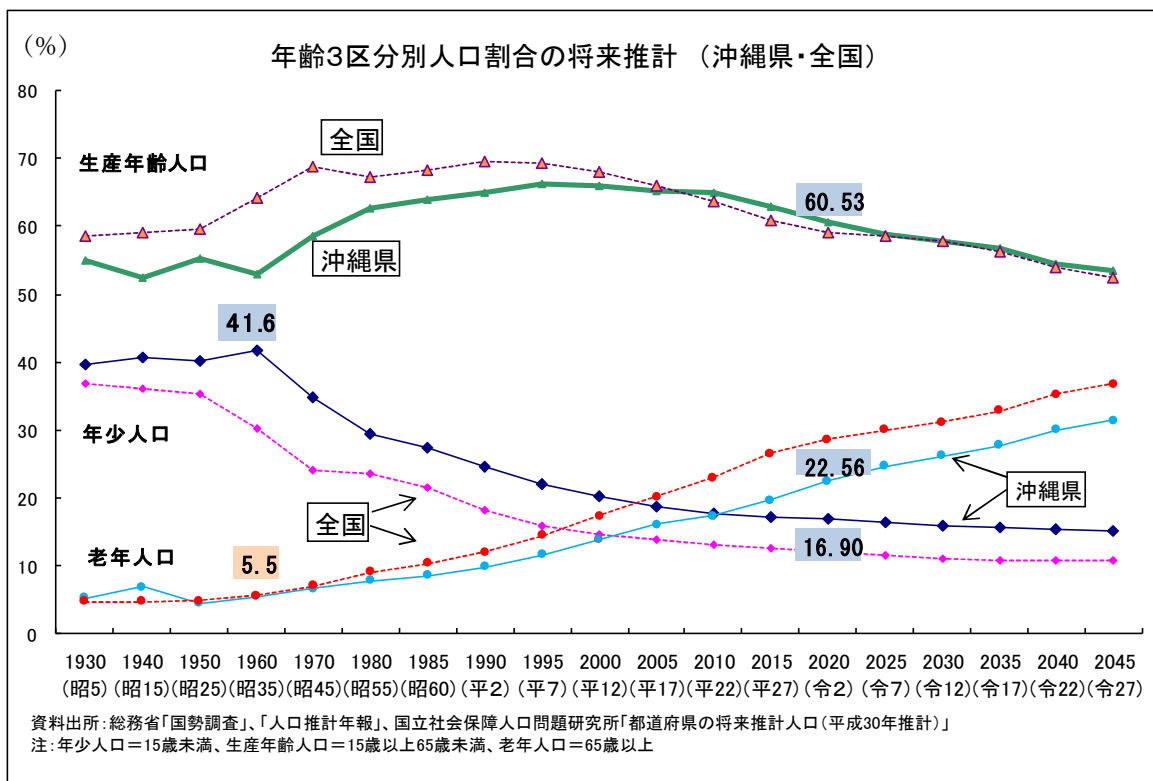
第二章 基本的課題

1 文化芸術を取り巻く社会情勢の変化

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

日本の人口は、2015年（平成27年）国勢調査において、同調査開始以来初めて、人口が減少に転じる人口減少社会が到来しました。生産年齢人口、年少人口は減少の一途をたどり、老年人口が増え続ける少子高齢化社会が進行しています。

平成30年推計の沖縄県の将来推計人口においても、今後、生産年齢人口と年少人口の割合が減少し、令和22年に老年人口の割合が人口の30%に達すると見込まれており、沖縄県も全国と同様に少子高齢化が進行していると言えます。



(2) グローバル化の進展

交通基盤の整備や情報技術の革新等により、社会のあらゆる分野でグローバル化が進展しています。

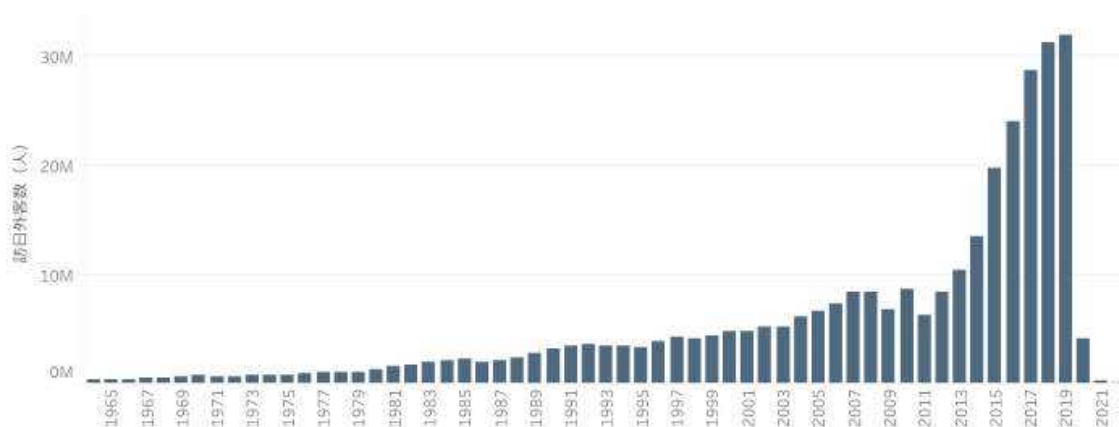
グローバル化の進展に伴い、多くの人々が国境を越えて行き交い、国内外の文化人・芸術家等の相互交流が進む中で、文化芸術による対話や交流を通じて新たな価値を創出し、それを世界へ発信するとともに、国内外の文化的多様性や相互理解を促進していくことの重要性が一層高まっています。

訪日外国人旅行者数は、2015年（平成27年）以降急速に増加し、2018年（平成30年）には3,119万人となり、初めて3,000万人を突破しました。

本県における入域観光客数においても、近年外国人観光客の受入が堅調に増加し、平成30年度に入域観光客数1,000万人を達成しましたが、その後の世界的な新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度には外国人観光客数が前年度から皆減となり、復帰後初めて外国人観光客数が0人となるなど、めまぐるしい環境の変化が生じています。

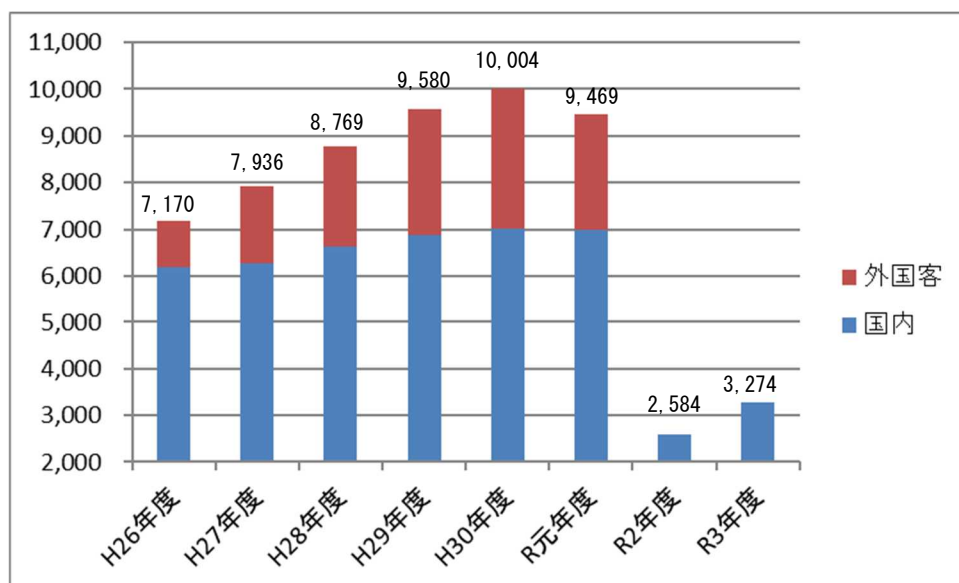
© 日本政府観光局（JNTO）

年別 訪日外客数の推移



沖縄県の入域観光客数の推移（国内・外国客別）

単位：千人



（沖縄観光に関する統計・調査資料）

(3) 情報通信技術の発展

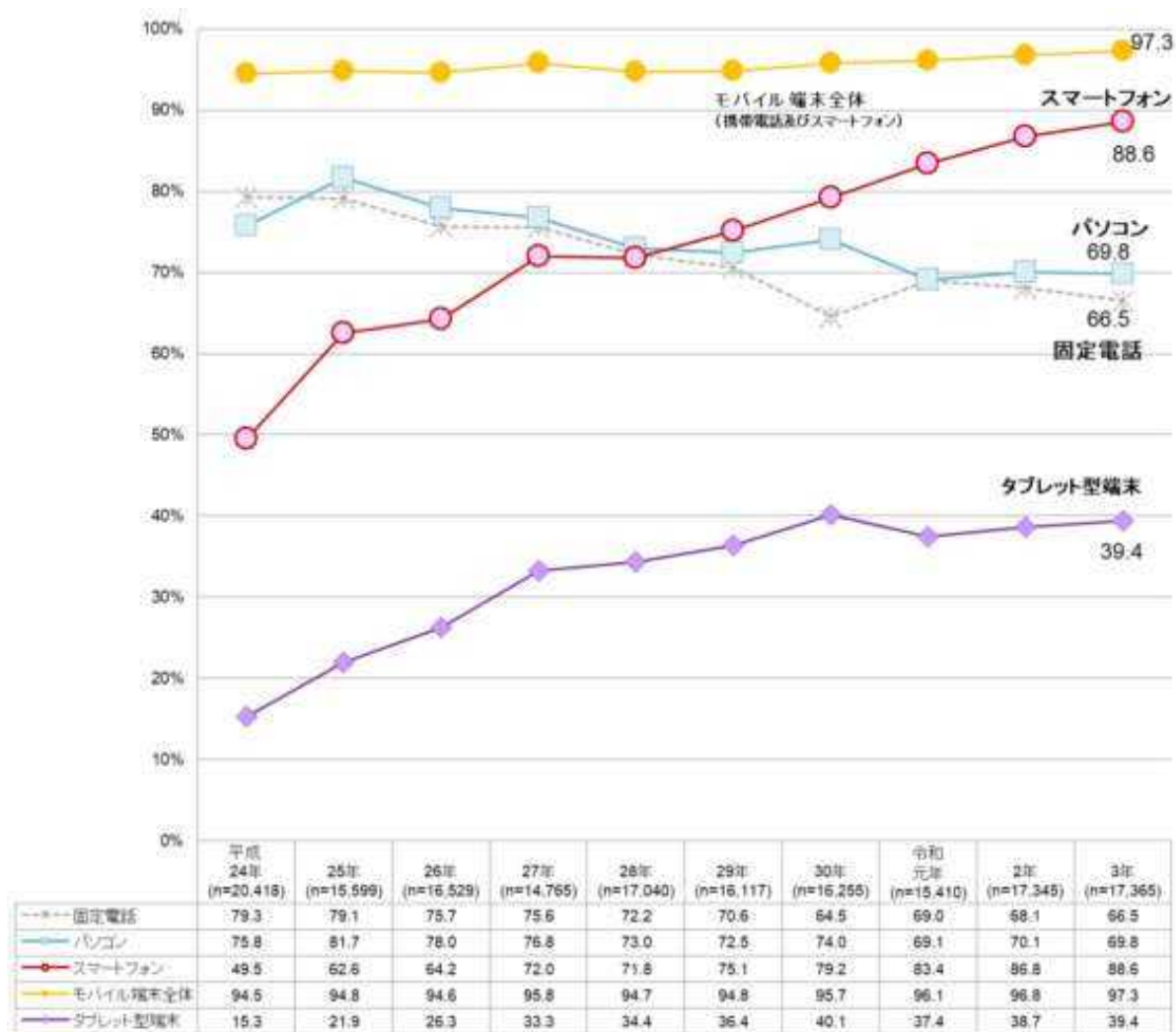
総務省の調査によると、我が国のスマートフォンの世帯保有率は88.6%（令和3年度）となり、国民の社会生活に広く浸透している状況にあります。

スマートフォンの普及に伴い、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用する個人の割合も78.7%と堅調に増加しています。特に、60～79歳の各年齢層で近年伸びが大きく、「ソーシャルメディア」が社会生活の基盤となりつつあります。

このことは、個人から国内外へと広く情報を発信することを可能とし、一人一人をメディアとして捉える情報戦略の必要性を高めています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークやイベントのオンライン化が急速に進み、人々の生活様式や価値観に変化が生じていることを踏まえ、情報技術を活用した文化芸術の創造・発信力が求められています。

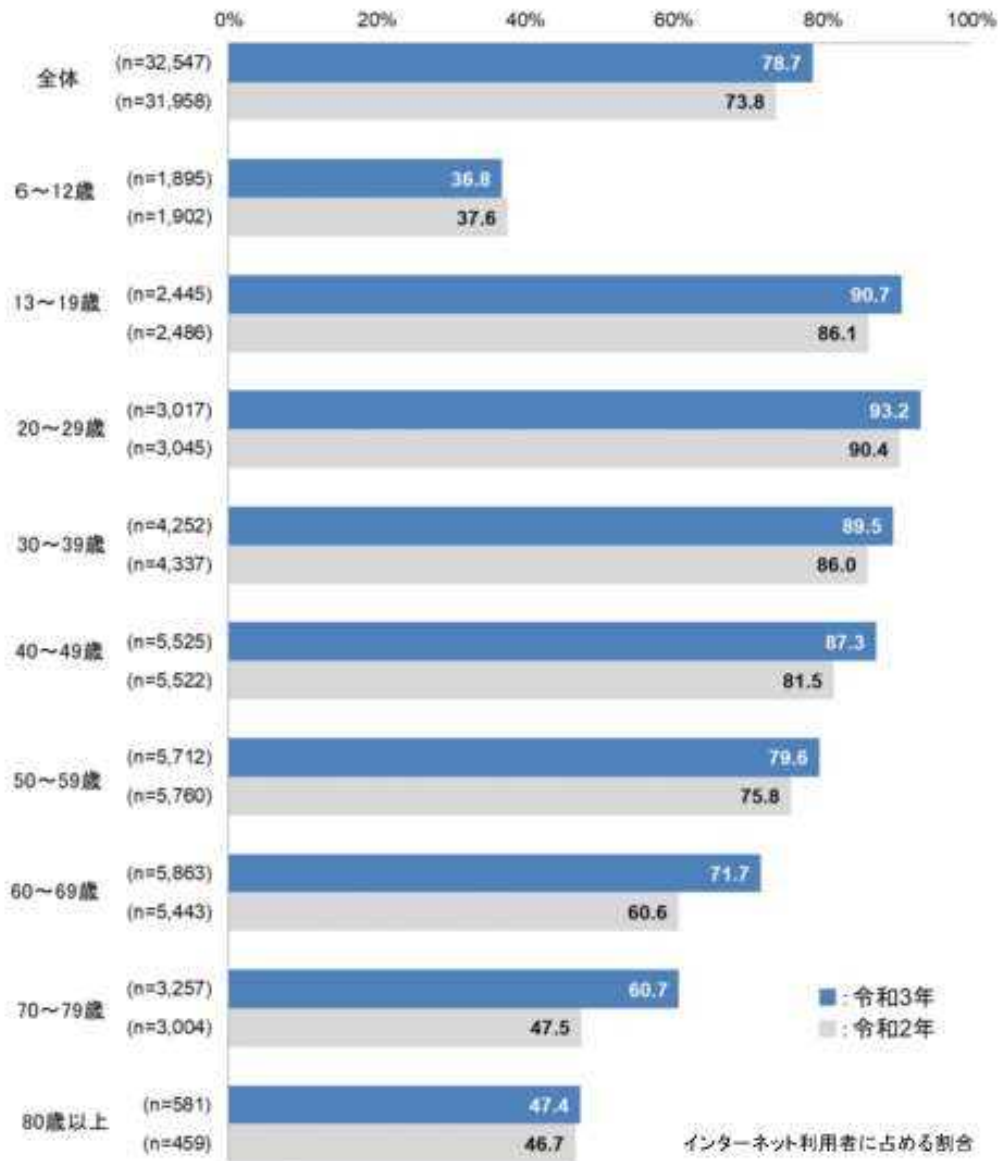
主な情報通信機器の保有状況（世帯）平成24年～令和3年



（注）当該比率は、各年の世帯全体における各情報通信機器の保有割合を示す。
「モバイル端末全体」の令和2年以前はPHSを含む。

（複数回答）

SNS の利用動向（個人、年齢階層別）



総務省「令和3年度通信利用動向調査」

(4) 県民の文化芸術活動の状況

総務省の社会生活基本調査（平成 28 年）によると、個人の自由時間の中で行っている活動の人口あたりの行動者率を他県と比較すると、文化芸術活動においては、邦楽（民謡・日本古来の音楽含む）が全国 1 位、邦舞・おどり、洋舞・社交ダンスで 3 位、楽器の演奏（9 位）などが高位にあり、歌や踊りを楽しむ生活文化が他県と比較して根付いていると言える一方で、クラシックやポピュラー音楽の鑑賞機会、美術鑑賞の機会などはあまり多くないことが推測されるほか、書道、華道、茶道、詩・和歌・俳句等の創作など、日本古来の生活文化に関しては他県に比べると関心が低い状況にあると言えます。

趣味・娯楽の種類別行動者率(10 歳以上)

| 区分 | 全国順位 | 区分 | 全国順位 | 区分 | 全国順位 |
|----------------------|------|-----------|------|----------------|------|
| スポーツ観覧 | 16 | 邦舞・おどり | 3 | 陶芸・工芸の制作 | 33 |
| 美術鑑賞 | 41 | 洋舞・社交ダンス | 3 | 写真撮影・プリント | 38 |
| 演芸・演劇・舞踊鑑賞 | 18 | 書道 | 39 | 詩・和歌・俳句・小説等の創作 | 41 |
| 映画鑑賞 | 23 | 華道 | 42 | 読書 | 34 |
| 音楽会等のクラシック音楽鑑賞 | 43 | 茶道 | 47 | 囲碁 | 3 |
| 音楽会等のポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞 | 47 | 和裁・洋裁 | 46 | 将棋 | 30 |
| CD・スマートフォン等による音楽鑑賞 | 10 | 編み物・手芸 | 47 | パチンコ | 47 |
| テレビ・DVD・パソコン等による映画鑑賞 | 14 | 料理・菓子作り | 41 | カラオケ | 1 |
| 楽器の演奏 | 9 | 園芸・ガーデニング | 45 | テレビゲーム、パソコンゲーム | 47 |
| 邦楽(民謡・日本古来の音楽含む) | 1 | 日曜大工 | 1 | 遊園地、動植物園等見物 | 40 |
| コーラス・声楽 | 37 | 絵画・彫刻の制作 | 17 | キャンプ | 6 |

総務省「社会生活基本調査（平成 28 年）」より作成

2 本県の文化芸術の状況

(1) 文化芸術活動の現状について

沖縄県では、県民の文化芸術活動等の状況を把握するため、令和3年度に「文化活動実態調査」を実施しました。調査では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が県民の文化芸術活動や担い手の活動に影響を与えている実態等が明らかになりました。

ア 県民向けアンケート調査

調査期間：令和4年2月18日～3月13日／調査対象：県内居住20歳以上の男女
調査方法：郵送配布、郵送またはWEB回収／有効回収数：1,844サンプル(36.9%)

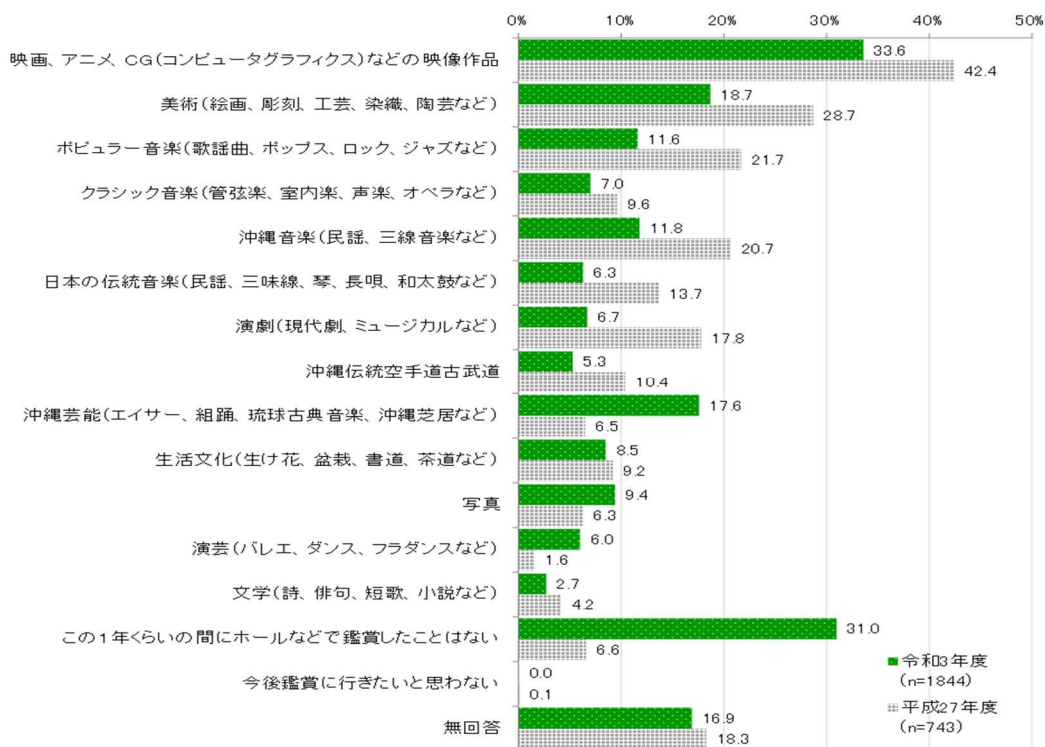
① ふだんの生活における文化・芸術等とのふれあいについて

◆ 文化芸術の鑑賞活動

この1年で直接鑑賞した芸術活動について、「映画、アニメ、CG(コンピュータグラフィクス)などの映像作品」(33.6%)の割合が最も高く、特に20代(51.5%)、40代(40.5%)でその他の年代よりも鑑賞率が高くなっています。

前回調査(H27)との比較で、最も大きな違いとして表れたのは「この1年くらいの間にホールなどで鑑賞したことはない」の回答が6.6%から31.0%へ激増しておりコロナ禍による外出自粛や文化施設の休館、公演・イベント等の中止、集客制限による影響が顕著に出ています。

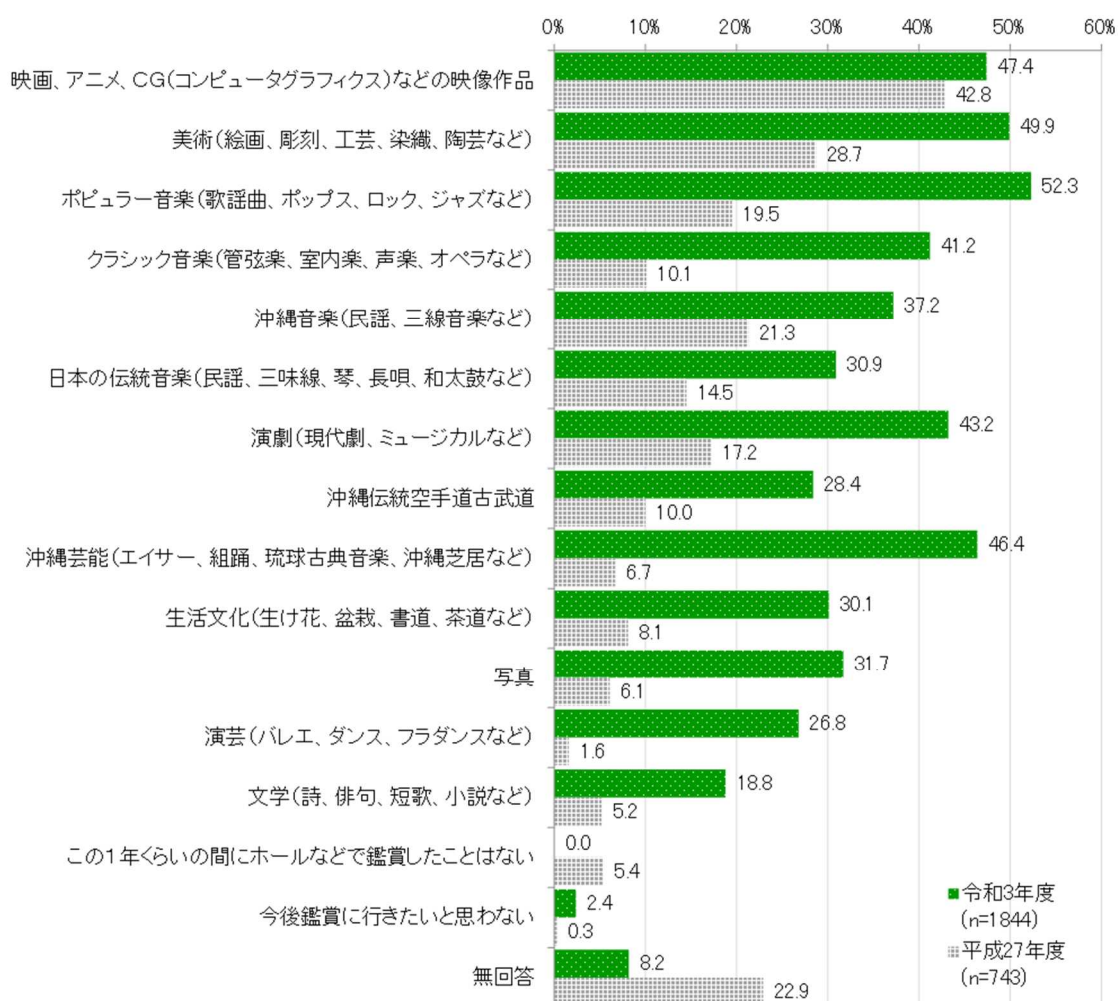
その他、割合が増加している項目は「沖縄芸能(エイサー、組踊、琉球古典音楽、沖縄芝居など)」で6.5%から17.6%と他のジャンルよりも増加の割合が高くなっています。



◆ 今後行って鑑賞してみたい活動

今後行って鑑賞してみたい活動について、「ポピュラー音楽（歌謡曲、ポップス、ロック、ジャズなど）」（52.3%）の割合が最も高く、次いで「美術（絵画、彫刻、工芸、染織、陶芸など）」（49.9%）、「映画、アニメ、CG（コンピュータグラフィクス）などの映像作品」（47.4%）となっています。

前回調査（H27）と比較すると、「沖縄芸能（エイサー、組踊、琉球古典音楽、沖縄芝居など）」では 39.7 ポイント増加し、他の芸術活動よりもポイントが高くなっています。



◆ 文化芸術活動を行うことの重要度

日常生活の中で文化芸術活動を行うことの重要度について 91.5%が大切だと感じ、前回調査（H27）（86.7%）よりも4.8ポイント上昇しています。

◆ 文化・芸術活動を行う上で、支障となっていること

文化・芸術活動を行う上で、支障となっていることについて「時間的な余裕が

ない」(48.8%)で最も高く、次いで「経済的な余裕がない」(31.2%)、「文化芸術に関する情報が少ない」(24.0%)となっています。

前回調査(H27)と比較すると、ほとんどの項目で前回よりもポイントが減少していますが、「関心のある文化活動が少ない」(16.9%←前回 11.7%)では上昇しています。

年代別にみると、「時間的な余裕がない」では20~50代までの年代で5~6割と高くなっています。

② 新型コロナウイルス感染症拡大後の影響について

◆ 新型コロナウイルス感染症拡大による生活や文化芸術活動の変化

公演や展覧会等へ直接行く機会の変化について、減った(「どちらかというが減った」+「減った」)が79.2%と新型コロナウイルスにより文化芸術鑑賞が減少しています。

一方、公演や展覧会等以外の鑑賞機会(オンラインやリモート等)の変化については27.3%が増えた(「増えた」+「どちらかというが増えた」)と回答し、特に20~50代で3割前後と高くなっています。

増えたと回答したうち具体的な鑑賞機会の手段については、「動画配信サイト」が83.9%と最も割合が高く、次いで「テレビ、ラジオ」(46.2%)と続きます。

年代別にみると、20~40代では「動画配信サイト」が9割と高く、60代以上では「テレビ、ラジオ」で6割強と年代差がみられます。

◆ 新型コロナウイルス感染症収束後の公演や展覧会等での直接鑑賞の希望

新型コロナウイルス感染症収束後の直接鑑賞の希望について、「鑑賞したい」が62.7%で「どちらかというに鑑賞したい」と合わせると86.3%が、新型コロナウイルス感染症収束後直接鑑賞を希望しています。

直接鑑賞の希望について、性別でみると男性(54.1%)よりも女性(68.1%)で高くなっています。また、年代別では最も割合が高いのは30代(73.9%)となり、20~50代までの年齢層で特に高くなっています。

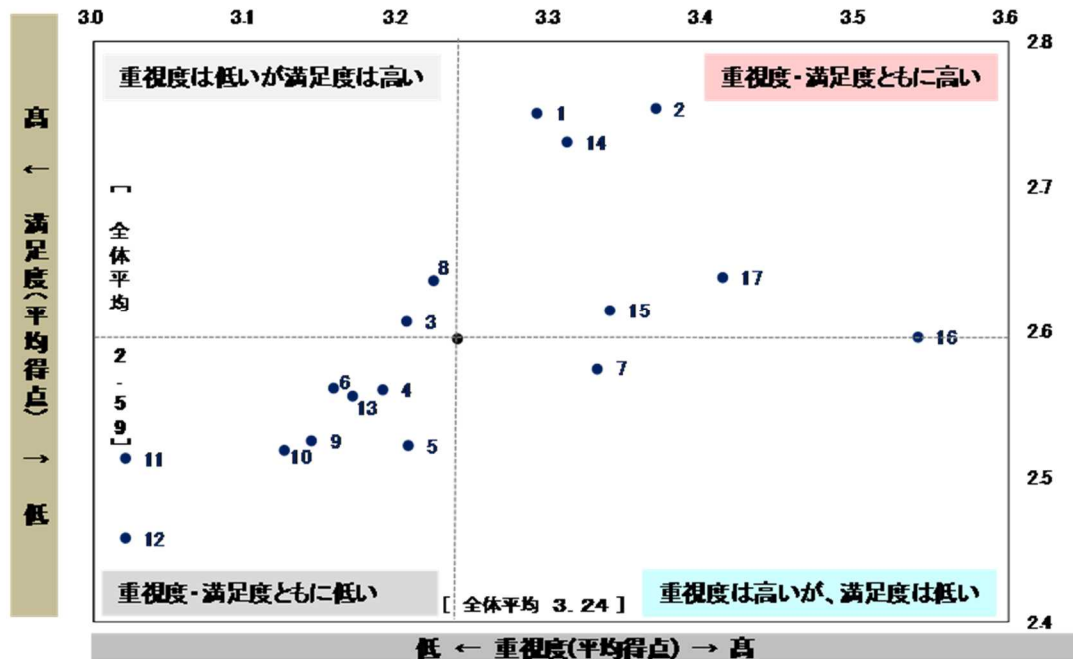
③ 文化・芸術に対する重視度、満足度について

◆ 文化芸術に対する重視度、満足度について

重視度、満足度ともに高い項目は、「子どもが文化に親しむ機会の提供」、「地域の文化資源を生かしたまちづくりが盛んであること」、「文化・芸術に関する総合的な

満足度」、「県民が文化芸術にふれる機会が増加していること」、「文化財や歴史的遺産の観光等への活用」、「伝統芸能の公開や後継者育成の促進」で、現状の文化芸術活動の強みとして、引き続き維持、強化していくことが必要です。

一方、重視度が高いにもかかわらず、満足度が低い項目は「質の高い芸術や芸能の鑑賞機会の充実」でニーズに対する取組みの強化が求められる施策と考えられます。



| 第二象限 | 第一象限 |
|---|---|
| 8. 文化・芸術施設の整備、既存施設の活用 3. 県民の文化・芸術活動に関する情報量 | 16. 子どもが文化に親しむ機会の提供 2. 地域の文化資源を生かしたまちづくりが盛んであること 17. 文化・芸術に関する総合的な満足度 1. 県民が文化芸術にふれる機会が増加していること 14. 文化財や歴史的遺産の観光等への活用 15. 伝統芸能の公開や後継者育成の促進 |
| 第三象限 | 第四象限 |
| 12. 外国人との文化交流・相互理解の促進 11. 県内の大学との連携による公演・講座の実施 10. 地元の芸術家の掘り起こし・支援 9. 練習・発表・創作等の活動に対する支援 6. 文化・芸術活動の指導者や研究者の養成 5. 講座などの多様な学習・体験機会 13. 文化財保護のためのPRや人材の育成 4. 県民の文化・芸術活動に関する情報の提供方法 | 7. 質の高い芸術や芸能の鑑賞機会の充実 |

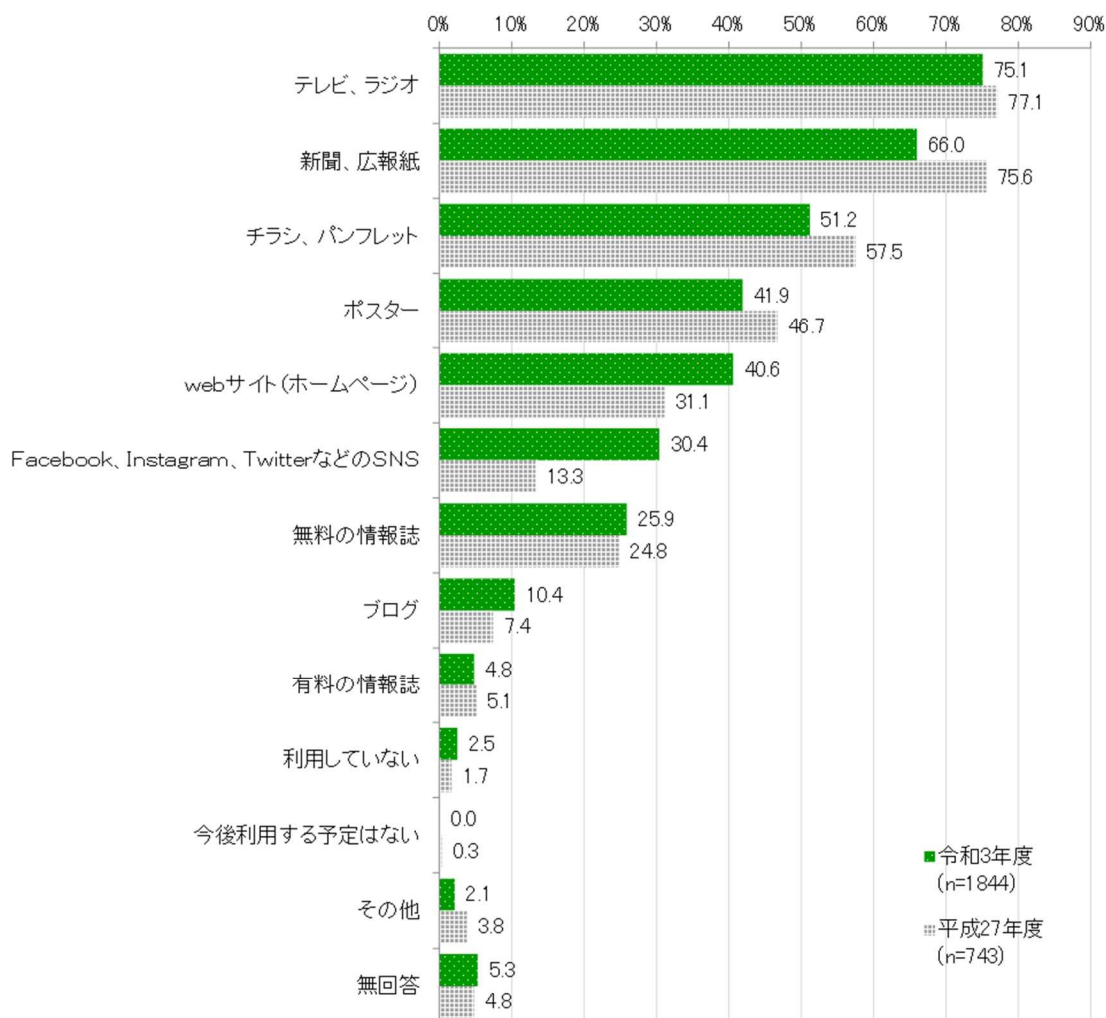
④ 沖縄県の文化・芸術の今後について

◆ 文化・芸術に関する情報の取得媒体

現在入手している媒体について、「テレビ、ラジオ」(75.1%)で最も高く、「新聞、広報紙」(66.0%)、「チラシ、パンフレット」(51.2%)と続きます。

前回調査(H27)と比較すると「webサイト(ホームページ)」(40.6%)では、前回(31.1%)より9.5ポイント高く、特に「Facebook、Instagram、TwitterなどのSNS」(30.4%)では前回(13.3%)から17.1ポイント急増しています。これら媒体からの情報取得を年代別にみると20~30代では6割前後で高くなっています。

一方、60代以上では「新聞、広報紙」、「テレビ、ラジオ」で8割前後と高く、年代別で情報取得媒体に違いがみられます。



◆ 文化・芸術を振興するために注力すべきこと

文化芸術活動を振興するために、県が注力すべきことについて「子どもや青少年が文化・芸術に親しむ機会の充実」(83.4%)で最も高く、次いで「文化活動を担う人材や指導者の育成、団体支援」(51.5%)よりも31.9ポイント差があり、県民の高い関心となっています。同項目は17の施策項目でも重視度が高いことから分かるように、幼少期からの文化・芸術に触れたり、学びの機会の創出が必要であると感じています。



イ 担い手向けアンケート調査

調査期間：令和4年3月7日～3月18日

調査対象：①関係団体に関わる文化芸術関係者

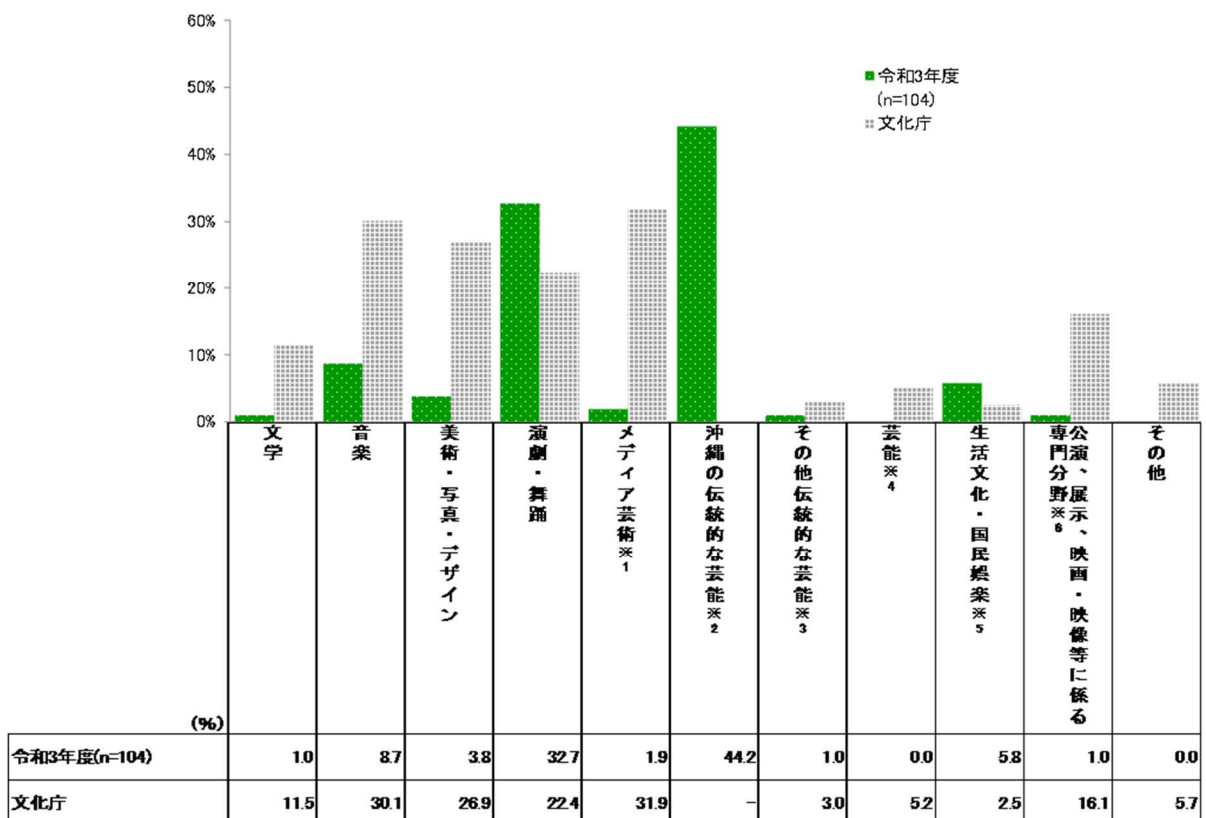
②主に個人で活動している文化芸術関係者

調査方法：郵送配布、郵送またはWEB回収／有効回収数：104 サンプル

※比較した全国調査

- ・「文化芸術活動に携わる方々へのアンケート」の調査結果
(文化庁・国際課 令和2年12月)
- ・文化芸術活動の継続支援事業」及び新型コロナウイルス感染拡大による影響に関するアンケート調査(独立行政法人日本芸術文化振興会 文化芸術振興フォーラム 令和3年6月)

※回答者の属性



◆文化芸術活動の主な取り組み方

文化芸術活動の主な取り組み方をみると、「個人として主に団体・会社や主催者に仕事を依頼され文化芸術活動を行っている」（41.3％）で最も高くなっています。

文化庁調査と比較すると、「個人として主に自ら企画・制作し、文化芸術活動を行っている」（16.3％）では文化庁調査（35.5％）よりも低くなっています。

文化芸術活動の活動期間をみると、30年以上（64.4％）で最も高く、長期的に携わっていることが分かります。

◆ 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の変化

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の変化をみると、「ほぼ0％になった」（27.9％）で最も高く、「75％程度になった」（7.7％）、「50％程度になった」（24.0％）、「25％程度になった」（19.2％）と合わせると78.8％がコロナ禍による影響を受けています。

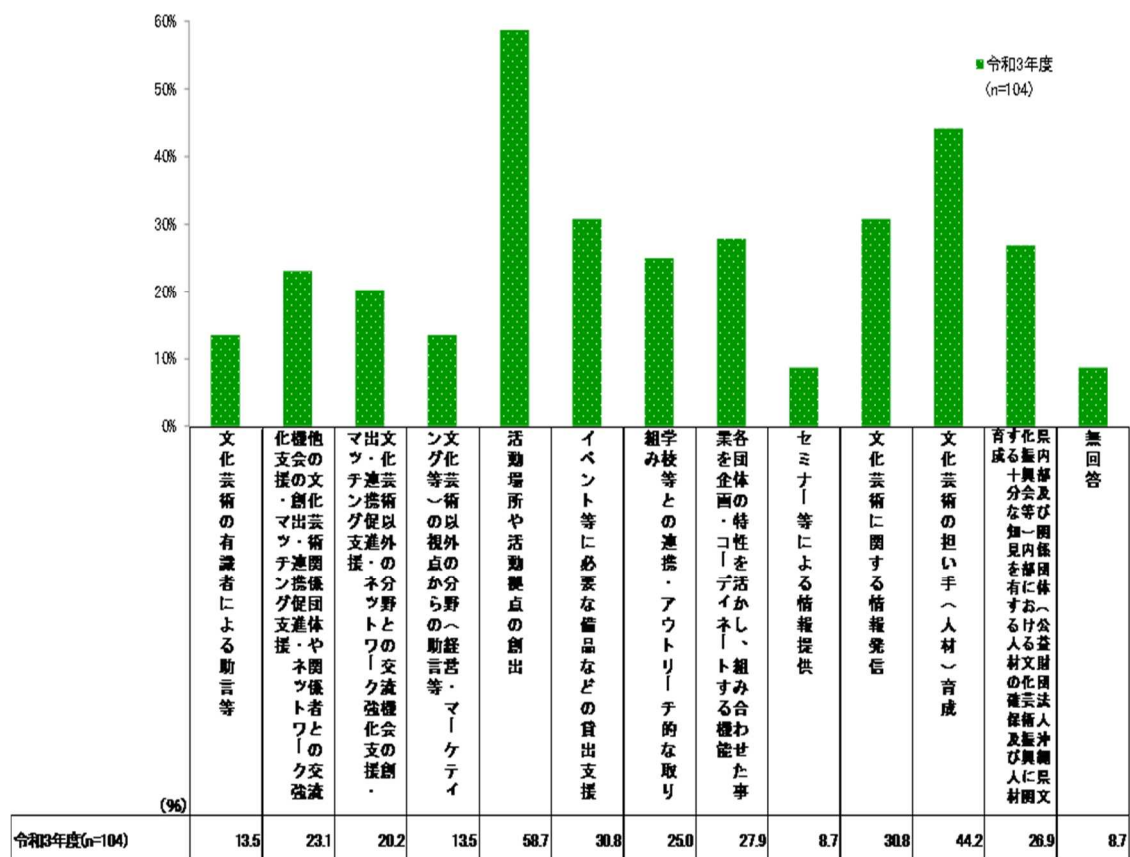
◆ 文化芸術活動を続ける上で、今、必要なこと

文化芸術活動を続ける上で、今、必要なことについて、「新型コロナウイルス感染状況に対応した文化芸術活動の再開」（62.5％）で最も高くなっていますが、文化庁調査（49.5％）等と比較しても割合が高い項目の一つとなっています。

次いで、「文化芸術活動で発生する費用に対する金銭的な補助・助成」（48.1％）、「生計維持に使用できる用途を問わない給付金」（35.6％）、「文化芸術活動を維持・継続するための情報提供」（34.6％）と続きます。

◆ 文化芸術活動において希望する支援策

文化芸術活動において希望する支援策について、「活動場所や活動拠点の創出」(58.7%)で最も高く、「文化芸術の担い手(人材)育成」(44.2%)、「文化芸術に関する情報発信」(30.8%)、「イベント等に必要な備品などの貸出支援」(30.8%)と続きます。



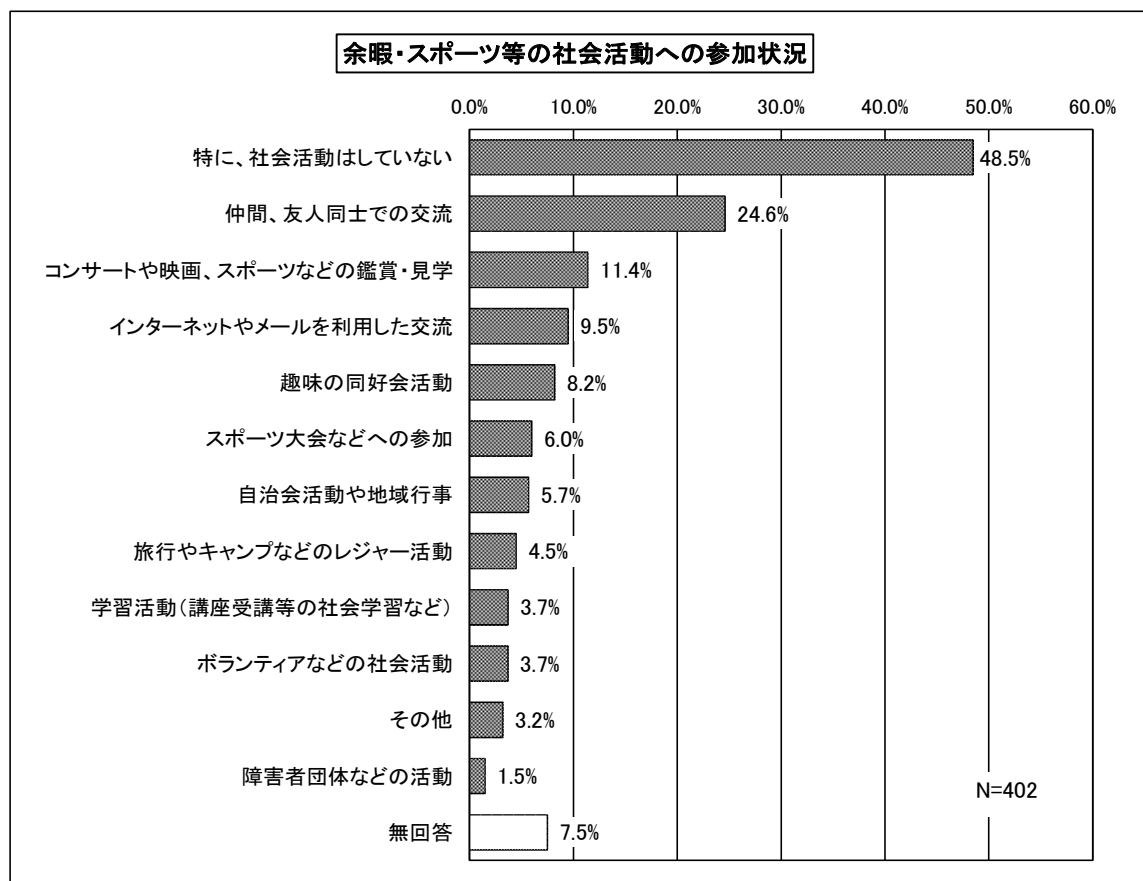
(2) 障害者の文化芸術活動の現状について

(第5次沖縄県障害者基本計画策定に関するアンケート調査結果抜粋)

調査期間：令和3年10月中旬～11月中旬までの約1ヶ月間
調査対象：県内在住の障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳）所持者、自立支援医療費受給者証及び特定医療費（指定難病）受給者をお持ちの方の中から無作為抽出した1,700名
調査方法：郵送配布、郵送またはWEB回収／有効回収数：402件（回収率25.9%）

◆ 障害者の余暇・スポーツ等の社会活動への参加状況

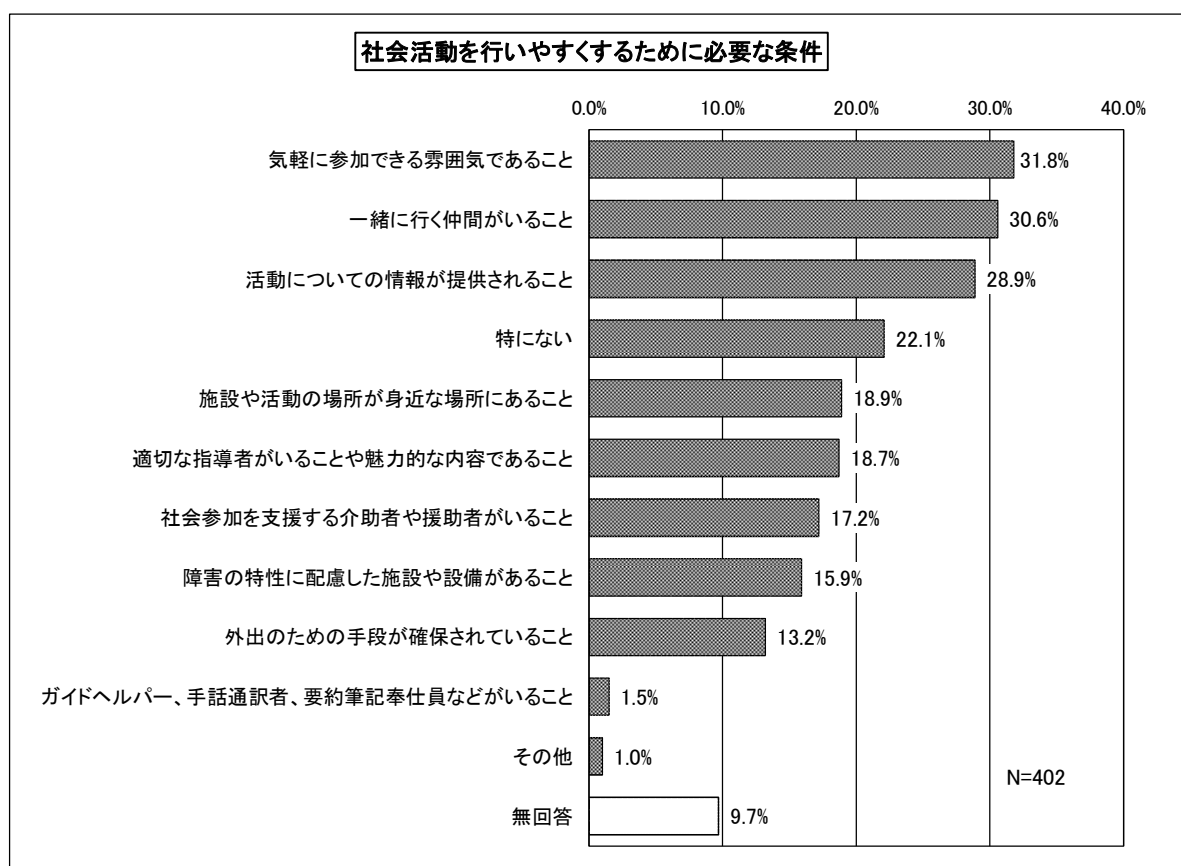
余暇・スポーツ等の社会活動への参加状況について、障害のある方11.4%の人が、「コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・見学」と回答しています。



◆ 社会活動を行いやすくするための必要な条件

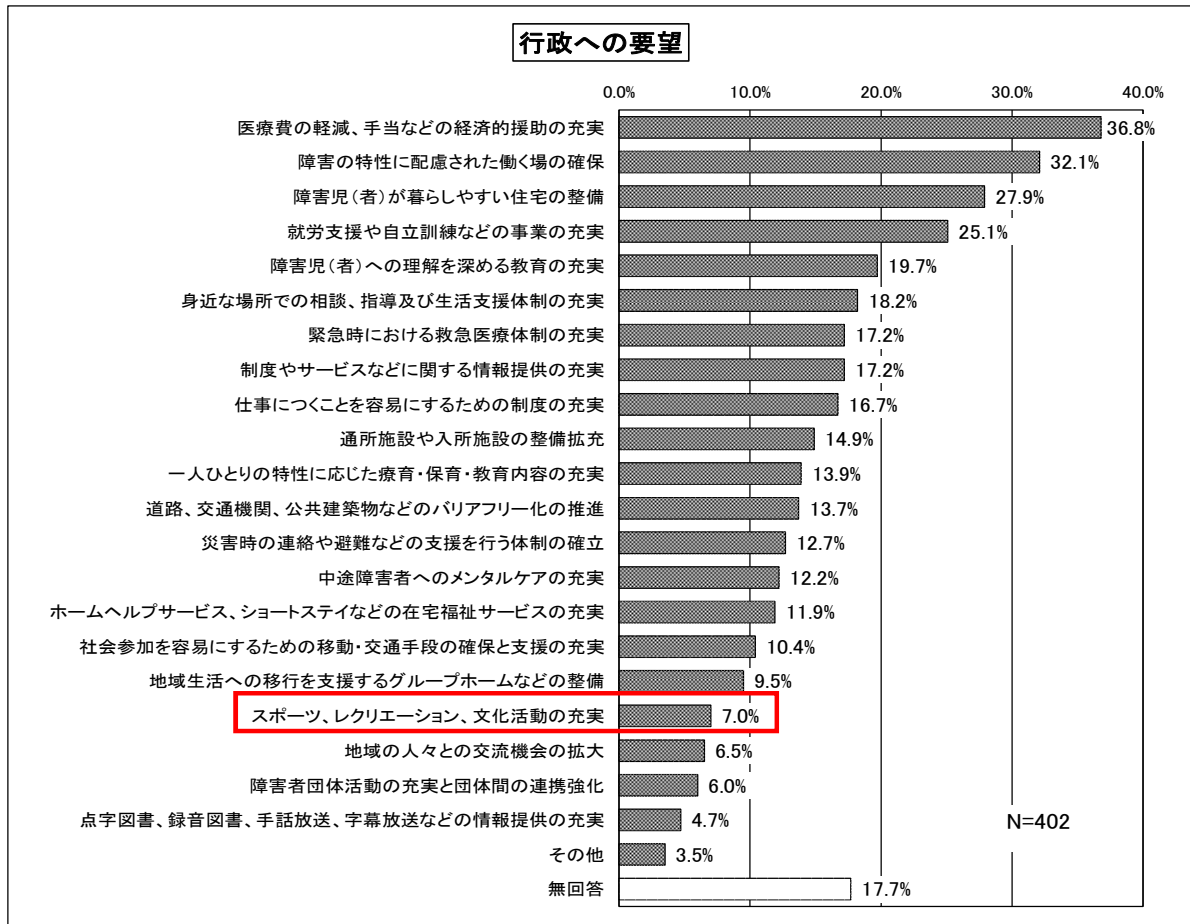
社会活動を行いやすくするために必要な条件について、「気軽に参加できる雰囲気であること」(31.8%)、「一緒に行く仲間がいること」(30.6%)、「活動についての情報が提供されていること」(28.9%)などが上位となっています。

また、「障害の特性に配慮した施設や設備があること」について 15.9%の回答がありました。



◆ 障害者が暮らしやすい地域社会等について

障害者が暮らしやすい地域社会等に係る行政への要望について、「スポーツ、レクリエーション、文化活動の充実」と回答した割合は7.0%となっており、前回調査（平成24年度）の5.7%から上昇しています。



行政への要望

| | 障害児(者)が暮らしやすい住宅の整備 | 地域生活への移行を支援するグループホームなどの整備 | 就労支援や自立訓練などの事業の充実 | 障害の特性に配慮された働く場の確保 | 仕事につくことを容易にするための制度の充実 | ホームヘルプサービス、ショートステイなどの在宅福祉サービスの充実 | 通所施設や入所施設の整備拡充 | 身近な場所での相談、指導及び生活支援体制の充実 | 医療費の軽減、手当などの経済的援助の充実 | 緊急時における救急医療体制の充実 | 社会参加を容易にするための移動・交通手段の確保と支援の充実 | 道路、交通機関、公共建築物などのバリアフリー化の推進 |
|--------|-------------------------------|---------------------------|---------------------------|------------------------|------------------------|----------------------------------|------------------------|-------------------------|------------------------|-----------------------|-------------------------------|----------------------------|
| 令和3年度 | 件 112 % 27.9% | 件 38 % 9.5% | 件 101 % 25.1% | 件 129 % 32.1% | 件 67 % 16.7% | 件 48 % 11.9% | 件 60 % 14.9% | 件 73 % 18.2% | 件 148 % 36.8% | 件 69 % 17.2% | 件 42 % 10.4% | 件 55 % 13.7% |
| 平成24年度 | 件 192 % 28.7% | 件 77 % 11.5% | 件 151 % 22.5% | 件 210 % 31.3% | 件 114 % 17.0% | 件 80 % 11.9% | 件 106 % 15.8% | 件 115 % 17.2% | 件 267 % 39.9% | 件 93 % 13.9% | 件 64 % 9.6% | 件 93 % 13.9% |
| | 点字図書、録音図書、手話放送、字幕放送などの情報提供の充実 | 制度やサービスなどに関する情報提供の充実 | 一人ひとりの特性に応じた療育・保育・教育内容の充実 | スポーツ、レクリエーション、文化活動の充実 | 災害時の連絡や避難などの支援を行う体制の確立 | 地域の人々との交流機会の拡大 | 障害児(者)への理解を深める教育の充実 | 障害者団体活動の充実と団体間の連携強化 | 中途障害者へのメンタルケアの充実 | その他 | 無回答 | 総計 |
| 令和3年度 | 件 19 % 4.7% | 件 69 % 17.2% | 件 56 % 13.9% | 件 28 % 7.0% | 件 51 % 12.7% | 件 26 % 6.5% | 件 79 % 19.7% | 件 24 % 6.0% | 件 49 % 12.2% | 件 14 % 3.5% | 件 71 % 17.7% | 件 402 % 100.0% |
| 平成24年度 | 件 36 % 5.4% | 件 123 % 18.4% | 件 86 % 13.1% | 件 38 % 5.7% | 件 102 % 15.2% | 件 35 % 5.2% | 件 128 % 19.1% | 件 41 % 6.1% | 件 51 % 7.6% | 件 20 % 3.0% | 件 150 % 22.4% | 件 670 % 100.0% |

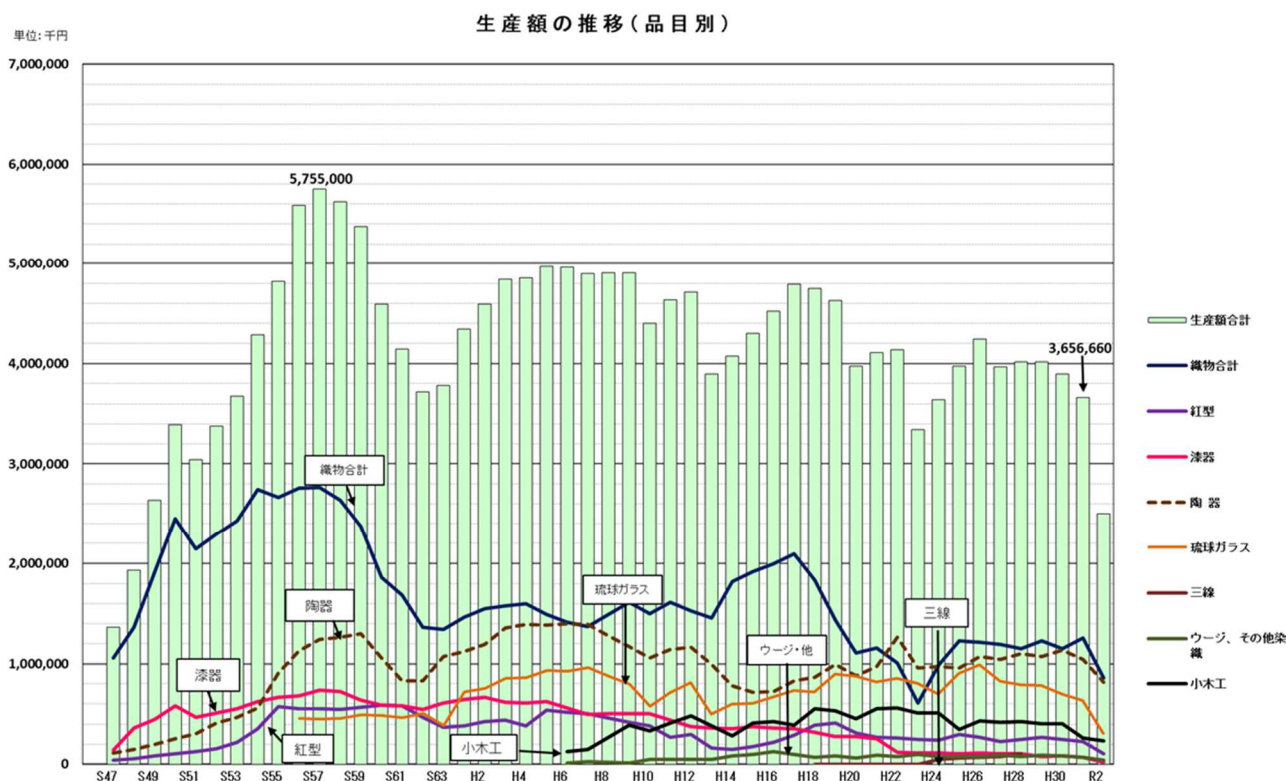
(3) 伝統工芸産業の現状について

本県の伝統工芸品には、令和4年3月時点において、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（以下「伝産法」という。）に基づき経済産業大臣の指定を受けた伝統的工芸品が5種 16品目、沖縄県伝統工芸産業振興条例（以下「条例」という。）に基づき指定された伝統工芸製品が6種 26品目、伝産法及び条例指定外のその他工芸品として、木竹工、金細工、ウージ染め等のその他染織物等があります。

これら伝統工芸品を製造する伝統工芸産業については、その伝統性や文化性を尊重し、技術・技法を将来にわたって保持するとともに、産業として維持・発展させる観点からこれまで各種振興事業が実施されてきました。

令和元年度における本県伝統工芸産業の生産額は、36億5,666万円となっており、第8次沖縄県伝統工芸産業振興計画の開始時の平成28年度との対比では8.9ポイント（3億5,813万円）減少しています。令和元年度生産額の工芸品別シェアでは、織物が最も多く34%、陶器28.5%、琉球ガラス17.3%、小木工7.2%、びんがた6.2%となっています。

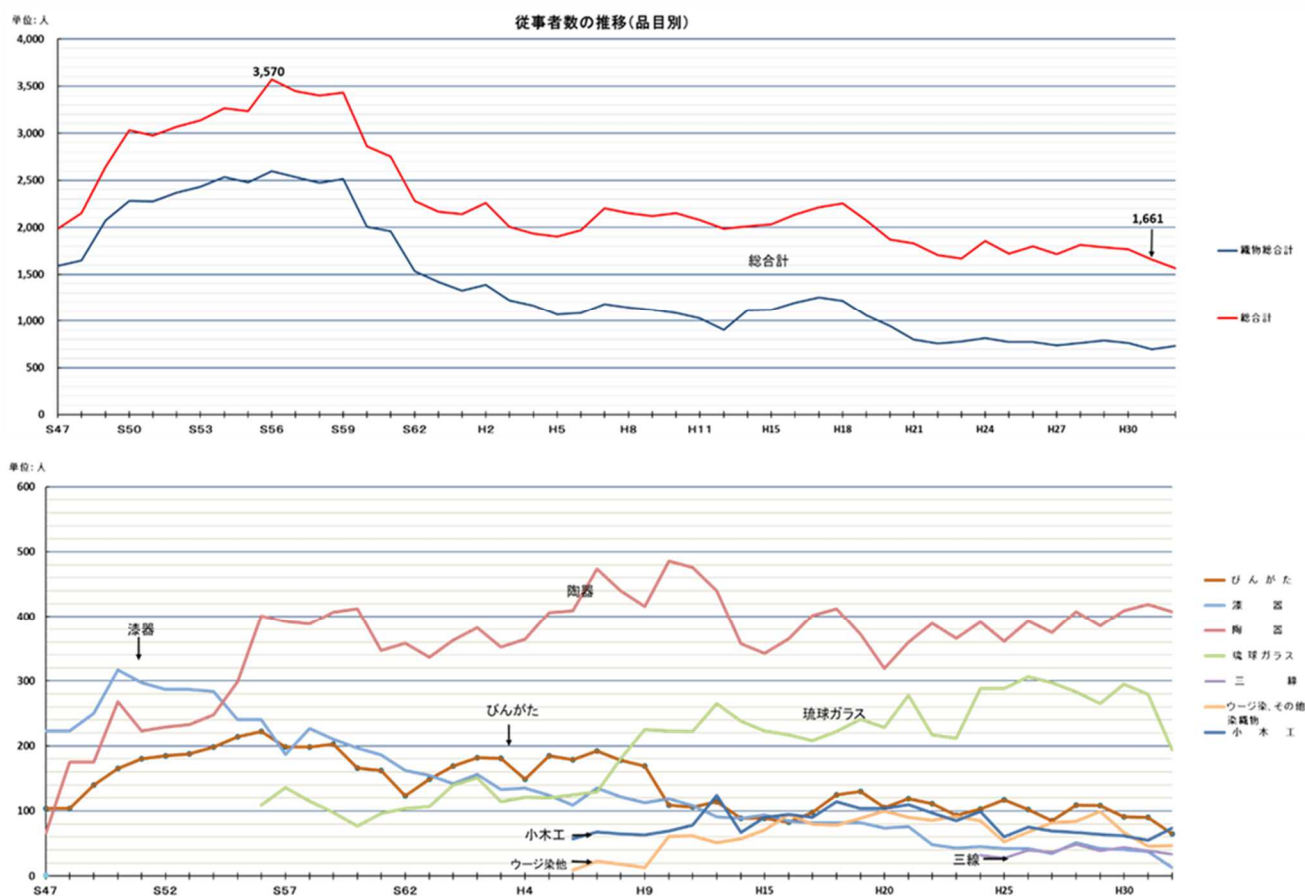
生産額は、昭和57年度の57億5,500万円をピークに増減を繰り返しながらも、漸減傾向にあり、現在は、ピーク時の約6割まで縮小しています。その中でも染織と漆器は昭和57年度の5割以下に減少しています。

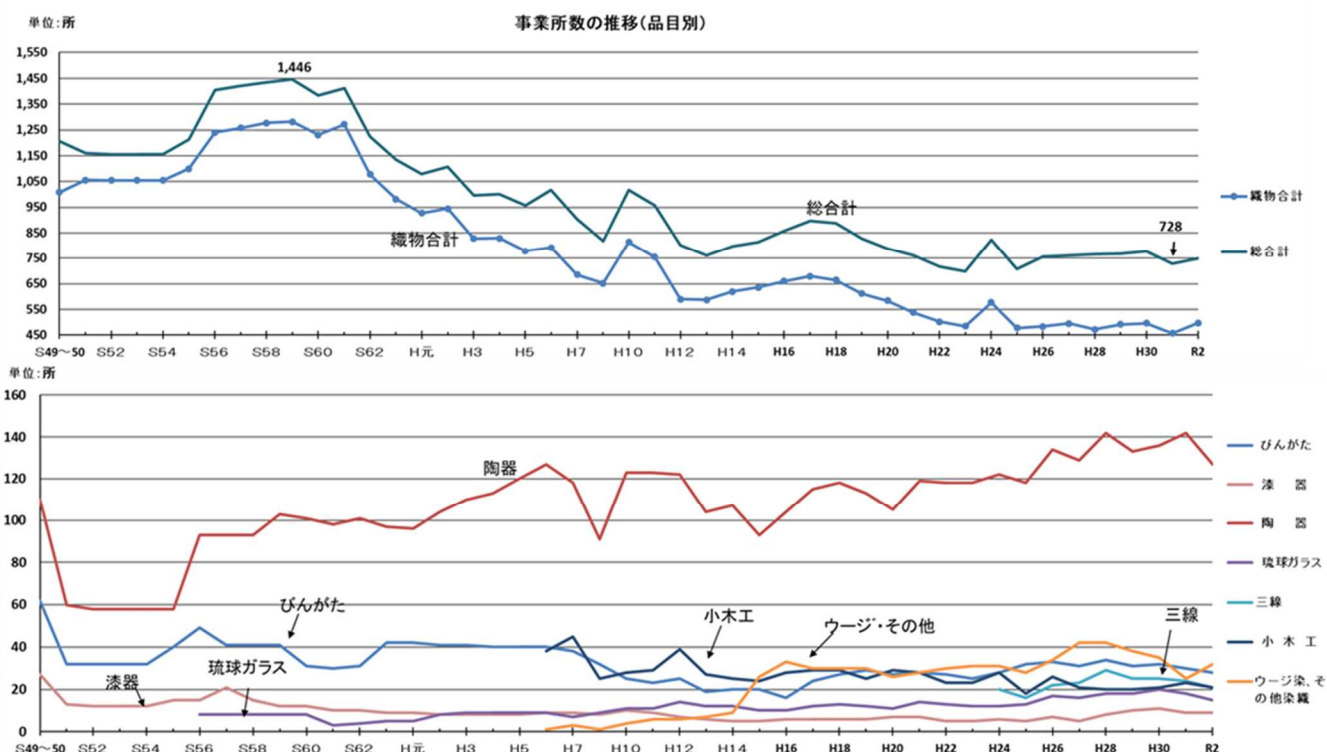


また、令和元年度における伝統工芸産業従事者数は 1,661 人、事業所数は 728 事業所となっており、平成 28 年度との対比では、従事者数は 8.3 ポイント（151 人）の減少、事業所数は 4.8 ポイント（37 事業所）の減少となっています。従事者数のピークは昭和 56 年度の 3,570 人、事業所数のピークは昭和 59 年度の 1,446 事業所となっており、現在はそれぞれピーク時の半数程度です。

生産額については、品目や年度による多少の増減はあるものの、長期的には減少傾向にあります

従事者については、年齢別では高齢層の割合が増加しており、従事者の経験年数別割合では 5 年未満の割合が減少していることから、若手従事者の確保と定着不足が懸念されます。





全国には、伝産法に基づき経済産業大臣の指定を受けた伝統的工芸品が、令和3年1月時点で236品目あり、平成29年度における生産額は927億円、従事者数は5万7千人となっています。また、全国の伝統的工芸品の生産額と従事者数の推移は、生産額のピークであった昭和58年度の5,405億6,400万円に比べ平成29年度は82.8ポイントの減少、従事者数のピークであった昭和54年度の28万7,956人に比べ同79.9ポイントの減少と、現在は何れもピーク時の1/4以下の大幅な減少となっています。

一方、本県の伝統工芸品は、ピーク時と令和元年度の比較において、生産額で36.5%、従事者数で53.5%減少となっており、全国の推移に比べ減少率は緩やかとなっています。全国の危機的状況と比較して本県生産額の減少率が比較的緩やかとなっている原因は、一部工芸品が観光消費を取り込んできたためだと考えられます。

(4) 文化財の現状について

本県は、日本の最南端、最西端に位置し、多くの島々から成り立っています。この地理的特性を生かし、歴史的には日本本土はもとより中国や東南アジア諸国との交流を盛んに行ってきました。このような背景から独自の文化を発展させてきた本県には、数多くの貴重な文化財が存在しています。それらの文化財を県民共有の財産として、保存・継承し後世に伝えていくため、文化財の適切な保護と、保存状態を考慮した効果的な利活用を推進する必要があります。

国・県・市町村指定文化財

① 国・県・市町村指定文化財件数

(令和3年5月1日現在)

| 種 別 | 合 計 | 国・県 合 計 | 国 指 定 | | | 県指定 | 市町村 指 定 |
|-------------|-------|------------|-------|---------|-----|-----|------------|
| | | | 計 | 国 宝・特 別 | 指 定 | | |
| | | | | 国 宝・特 別 | 指 定 | | |
| 合 計 | 1,434 | 436 | 172 | 8 | 164 | 264 | 998 |
| 有形文化財 計 | 381 | 150 | 38 | 2 | 36 | 112 | 231 |
| 建 造 物 | 74 | 41 | 23 | 1 | 22 | 18 | 33 |
| 絵 画 | 18 | 11 | — | — | — | 11 | 7 |
| 彫 刻 | 17 | 11 | — | — | — | 11 | 6 |
| 工 芸 品 | 122 | 55 | 2 | — | 2 | 53 | 67 |
| 書 跡・典 籍 | 25 | 9 | 3 | — | 3 | 6 | 16 |
| 古 文 書 | 60 | 9 | 2 | — | 2 | 7 | 51 |
| 考 古 資 料 | 7 | 4 | 2 | — | 2 | 2 | 3 |
| 歴 史 資 料 | 58 | 10 | 6 | 1 | 5 | 4 | 48 |
| 無形文化財 計 | 33 | 26 | 12 | — | 12 | 14 | 7 |
| 芸 能 | 17 | 14 | 6 | — | 6 | 8 | 3 |
| 工 芸 技 術 | 13 | 11 | 6 | — | 6 | 5 | 2 |
| 空 手・古 武 術 | 1 | 1 | — | — | — | 1 | — |
| 口 承 文 芸 | 1 | — | — | — | — | — | 1 |
| そ の 他 | 1 | — | — | — | — | — | 1 |
| 民俗文化財 計 | 340 | 34 | 9 | — | 9 | 25 | 306 |
| 有 形 | 137 | 19 | — | — | — | 19 | 118 |
| 無 形 | 203 | 15 | 9 | — | 9 | 6 | 188 |
| 記念物 計 | 680 | 226 | 113 | 6 | 107 | 113 | 454 |
| 史 跡 | 407 | 97 | 43 | — | 43 | 54 | 310 |
| 名 勝 | 44 | 23 | 14 | 1 | 13 | 9 | 21 |
| 天 然 記 念 物 計 | 229 | 106 | 56 | 5 | 51 | 50 | 123 |
| 動 物 | 45 | 40 | 22 | 5 | 17 | 18 | 5 |
| 植 物 | 146 | 48 | 23 | — | 23 | 25 | 98 |
| 地 質 | 30 | 12 | 7 | — | 7 | 5 | 18 |
| 天 然 保 護 区 域 | 7 | 5 | 3 | — | 3 | 2 | 2 |
| 植 物・地 質 | 1 | 1 | 1 | — | 1 | — | — |

②国・県・市町村選定・選択・登録文化財件数

(令和3年5月1日現在)

| 種 別 | | 合 計 | 国・県 | | 市町村 |
|-----|-----------------------|-----|-----|----|-----|
| | | | 合 計 | 国 | |
| 合 計 | | 31 | 31 | 28 | 3 |
| 選 定 | 重要伝統的建造物群保存地区 | 2 | 2 | 2 | — |
| | 選定保存技術 | 4 | 4 | 4 | — |
| | 重要文化的景観 | 2 | 2 | 2 | — |
| 選 択 | 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 | 21 | 21 | 18 | 3 |
| | 記録作成等の措置を講ずべき無形文化財 | 2 | 2 | 2 | — |

| 種 別 | | 箇所数 | 件数 |
|-----|----------------|-----|----|
| 登 録 | 国の登録有形文化財(建造物) | 35 | 83 |
| | 国の登録有形民俗文化財 | | 1 |
| | 国の登録記念物(遺跡関係) | | 2 |
| | 国の登録記念物(名勝地関係) | | 5 |

| 種 別 | | 箇所数 | 件数 |
|-----|-----------------|-----|----|
| 登 録 | 市町村の登録民俗文化財(有形) | | 1 |
| | 市町村の登録民俗文化財(無形) | | 1 |

③ 市町村指定文化財件数

(令和3年5月1日現在)

| No. | 種別 市町村名 | 合計 | 有形文化財 | | | | | | | | | | | 無形文化財 | | | | 民俗文化財 | | 記念物 | | | | | | | 登録文化財件数 | | | | | | | | | |
|-----|------------|-----|-------|----|----|-----|-------|-----|------|------|----|----|------|-------|------|---|-----|-------|-----|-----|-----|-------|-----|----|--------|--------|---------|-----|----|---|---|----|----|----|---|----|
| | | | 建造物 | 彫刻 | 絵画 | 工芸品 | 書跡・典籍 | 古書料 | 考古資料 | 歴史資料 | 計 | 芸能 | 工芸技術 | 口承文芸 | その他の | 計 | 有形 | 無形 | 計 | 史跡 | 名勝 | 天然動植物 | 記念物 | 地質 | 天然保護区域 | 選定保存技術 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 231 | 33 | 7 | 6 | 67 | 16 | 51 | 3 | 48 |
| 合計 | | 998 | 231 | 33 | 7 | 6 | 67 | 16 | 51 | 3 | 48 | 7 | 3 | 2 | 1 | 1 | 306 | 118 | 188 | 454 | 310 | 21 | 123 | 5 | 98 | 18 | 2 | 0 | 2 | | | | | | | |
| 1 | 国頭村 | 2 | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 大宜味村 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | 1 | | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 東村 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | | | 2 | 2 | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 今帰仁村 | 15 | 12 | 4 | | | 3 | | 3 | | 2 | | | | | | 2 | 2 | | 1 | | | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 本部町 | 15 | 3 | | | | | 1 | 1 | | 1 | | | | | | 10 | 3 | 7 | 2 | 1 | | 1 | | | | 1 | | | | | | | | | |
| 6 | 名護市 | 52 | 17 | 2 | 1 | 1 | 11 | 1 | 1 | | | 1 | | | 1 | | 9 | 6 | 3 | 25 | 9 | 1 | 15 | 1 | 14 | | | | | | | | | | | |
| 7 | 恩納村 | 10 | 5 | | | | | 2 | | | 3 | | | | | | 4 | 4 | | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 宜野座村 | 7 | 3 | | | | | | 1 | | 2 | | | | | | 3 | 1 | 2 | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 金武町 | 16 | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | 4 | 3 | 1 | 11 | 9 | | 2 | | 2 | | | | | | | | | | | |
| 10 | 伊江村 | 10 | | | | | | | | | | | | | | | 4 | 4 | | 6 | 4 | 1 | 1 | | 1 | | | | | | | | | | | |
| 11 | うるま市 | 44 | 7 | 4 | | | 3 | | | | | | | | | | 21 | 11 | 10 | 16 | 14 | 1 | 1 | | 1 | | | | | | | | | | | |
| 12 | 沖縄市 | 24 | 5 | 1 | | | 1 | | | | 3 | | | | | | 9 | 7 | 2 | 10 | 9 | | 1 | | 1 | | | | | | | | | | | |
| 13 | 読谷村 | 10 | 2 | | | | | | | | 2 | | | | | | 3 | 3 | | 5 | 5 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 14 | 嘉手納町 | 13 | 1 | | | | 1 | | | | | | | | | | 6 | | 6 | 6 | 4 | | 2 | | 2 | | | | | | | | | | | |
| 15 | 北谷町 | 4 | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | 2 | 2 | | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 16 | 北中城村 | 15 | 1 | | | | | | | | 1 | | | | | | 9 | 5 | 4 | 5 | 5 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 17 | 中城村 | 9 | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | 3 | 2 | 1 | 5 | 4 | | 1 | | 1 | | | | | | | | | | | |
| 18 | 西原町 | 7 | 3 | | | | | | 2 | | 1 | | | | | | | | | 4 | 3 | | 1 | | 1 | | | | | | | | | | | |
| 19 | 宜野湾市 | 21 | 4 | | 2 | | | | 1 | | 1 | | | | | | 5 | 2 | 3 | 12 | 9 | 1 | 2 | 1 | 1 | | | | | | | | 2 | | | |
| 20 | 浦添市 | 62 | 45 | | | 5 | 39 | | 1 | | | | | | | | 5 | | 5 | 12 | 9 | | 3 | | 3 | | | | | | | | | | | |
| 21 | 那覇市 | 49 | 4 | 1 | | | 1 | | 2 | | | 1 | | 1 | | | 13 | 3 | 10 | 31 | 28 | 2 | 1 | | 1 | | | | | | | | | | | |
| 22 | 豊見城市 | 11 | 10 | 1 | | | | | 2 | 2 | 5 | | | | | | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 23 | 糸満市 | 9 | 3 | 1 | 2 | | | | | | | | | | | | 5 | 2 | 3 | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 24 | 八重瀬町 | 13 | | | | | | | | | | | | | | | 7 | | 7 | 6 | 3 | 1 | 2 | | 2 | | | | | | | | | | | |
| 25 | 南城市 | 58 | 5 | 3 | | | | | 1 | | 1 | 3 | 3 | | | | 26 | 14 | 12 | 24 | 16 | | 8 | | 6 | 2 | | | | | | | | | | |
| 26 | 与那原町 | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 | 6 | | 1 | | 1 | | | | | | | | | | | |
| 27 | 南風原町 | 26 | 3 | | | | | | | | 3 | 1 | | 1 | | | 17 | 4 | 13 | 5 | 3 | | 2 | | 2 | | | | | | | | | | | |
| 28 | 久米島町 | 45 | 5 | 1 | | | | | | | 4 | | | | | | 1 | 1 | | 39 | 19 | 5 | 15 | | 12 | 3 | | | | | | | | | | |
| 29 | 渡嘉敷村 | 6 | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | 5 | 3 | 1 | 1 | | 1 | | | | | | | | | | | |
| 30 | 座間味村 | 4 | 2 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | 1 | | 1 | | 1 | | | | | | | | | | | |
| 31 | 粟国村 | 6 | | | | | | | | | | 1 | | | 1 | | | | | 5 | 1 | 2 | 2 | | 2 | | | | | | | | | | | |
| 32 | 渡名喜村 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | 1 | | 1 | | 1 | | | | | | | | | | | |
| 33 | 南大東村 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | | | 2 | | | | | | | 2 | | | | | | |
| 34 | 北大東村 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | 1 | | 1 | | | | | | | | | | | |
| 35 | 伊平屋村 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 4 | 3 | 1 | | | | | | | | | | | | | | |
| 36 | 伊是名村 | 31 | 12 | | 2 | | 4 | | 6 | | | | | | | | 2 | 1 | 1 | 17 | 16 | | 1 | | 1 | | | | | | | | | | | |
| 37 | 宮古島市 | 120 | 13 | 5 | | | | 4 | 2 | | 2 | | | | | | 28 | 13 | 15 | 79 | 54 | 3 | 22 | 1 | 15 | 6 | | | | | | | | | | |
| 38 | 多良間村 | 70 | 19 | | | | | 8 | | | 11 | | | | | | 12 | 11 | 1 | 39 | 33 | | 6 | | 6 | | | | | | | | | | | |
| 39 | 石垣市 | 73 | 39 | 3 | | | 1 | | 28 | 1 | 6 | | | | | | 12 | 10 | 2 | 22 | 14 | | 8 | 1 | 4 | 3 | | | | | | | | | | |
| 40 | 竹富町 | 112 | 3 | | | | 3 | | | | | | | | | | 80 | 1 | 79 | 29 | 18 | 2 | 9 | | 8 | 1 | | | | | | | | | | |
| 41 | 与那国町 | 9 | | | | | | | | | | | | | | | 3 | 2 | 1 | 6 | 1 | | 5 | 1 | 2 | 2 | | | | | | | | | | |

3 国や県の動き

(1) 国の動き

平成 29 年 6 月に「文化芸術振興基本法」が一部改正され、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲内に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することとされ、名称が「文化芸術基本法」に改められました。

この改正の趣旨に則り、平成 30 年 3 月に「文化芸術推進基本計画」が策定され、今後の文化芸術施策の目指すべき姿や基本的方向性などが示されました。

平成 30 年 6 月には、「障害者基本法」と「文化芸術基本法」の基本的な理念に則り、文化芸術活動を通じた障害のある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

この法律に基づき、平成 31 年 3 月には、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、障害者による文化芸術活動を推進する上での基本的な方針や、施策の方向性などが示されました。

平成 30 年 6 月には、過疎化や少子高齢化等による文化財の担い手不足の問題、地域主体の文化財の掘り起こしやまちづくりへの活用機運の高まりを受け、これまで価値付けが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財の継承の担い手を確保し、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることを目的として、文化財保護法が一部改正され、平成 31 年に施行されました。

さらに、令和 3 年の文化財保護法改正により、無形の文化財について登録制度が創設され、生活文化も文化財として保存・活用を図ることができるようになりました。

また、令和 2 年 5 月には、文化の振興を観光の振興と地域の活性化に繋げ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的として、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が施行されました。

この法律の施行により、これまで連携が進んでこなかった文化施設と地域の観光関係事業者等が連携し、来訪者が学びを深められるよう、歴史的・文化的背景やストーリー性を考慮した文化資源の魅力の解説・紹介を行うとともに、来訪者を惹きつけるよう、積極的な情報発信や、交通アクセスの向上、多言語・Wi-Fi・キャッシュレスの整備を行うなど、文化施設そのものの機能強化や、さらに地域一体となった取組が促進されます。

(2) 県の動き

本県では、本土復帰 40 周年となる平成 24 年に、今後の県政発展の方向性を明らかにした「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」を策定しました。

この計画に基づき、「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に作る島」を目指し、伝統文化の保全・継承及び新たな文化の創造、文化産業の戦略的な創出・育成などに取り組んできました。

平成 25 年には、文化芸術の振興に係る社会的ニーズの高まり等を受け、文化芸術の振興に関し、基本理念や施策の基本となる事項などを定めた「沖縄県文化芸術振興条例」を制定し、文化芸術振興施策の総合的な推進を図ることとしました。

また、同年 3 月、障害のある人もない人も全ての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野で参画できる社会の実現を目的として、「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（共生社会条例）」を施行し、障害のある人の権利擁護に関する施策を総合的に推進することとしました。

平成 29 年には、沖縄伝統空手を独自の文化遺産として保存・継承・発展させ、「空手発祥の地・沖縄」を国内外に発信するための拠点として、平成 29 年 3 月 4 日に「沖縄空手会館」を開館しました。

令和元年 10 月、世界遺産として登録され、文化的・歴史的価値が高く評価されるとともに、郷土史学習の場としても活用されている重要な地域文化資源である首里城が、火災により焼失しました。県民の心の拠り所であり、独自の文化を築いてきた琉球王国の歴史そのものである「首里城」の復元はもとより、首里城に象徴される琉球の歴史・文化の復興に取り組むことが求められており、国及び首里城復元に関係する技術者・関係機関との連携の下、復元・修復に携わる人材の確保と育成、被災した文化財の修復・復元・調査に取り組むとともに、首里城を中心とした首里社地区の歴史まちづくりの推進などに取り組むこととしています。

先人たちが創り上げてきた沖縄の歴史と文化への理解を深め、故郷(ふるさと)への誇りや愛着を感じられる地域社会の形成に取り組むとともに、新たな歴史と文化を県民自らの手で創造していくことを決意するものとして、11 月 1 日を琉球歴史文化の日とする「琉球歴史文化の日条例」を令和 3 年 3 月 31 日に制定しました。

また、工芸産業を担う人材支援、工芸品の情報発信、工芸品の作り手と使い手の交流促進等を推進するための施設として、令和 4 年 4 月に「おきなわ工芸の杜」が供用開始しました。

令和 4 年度は、本県の本土復帰 50 周年という節目にあたり、様々な記念事業やイベントが開催されました。中でも、第 2 回沖縄空手世界大会及び第 1 回沖縄空手少年少女世界大会の開催や、美ら島おきなわ文化祭 2022（国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭）、世界のウチナーンチュ大会の開催など、復帰 50 周年記念事業を通して本県の文化の魅力を国内外に発信するとともに、多くの県民が優れた文化芸術に触れ、交流する機会を創出し、文化創造活動の尊さや感動を体感することによ

り文化芸術の振興に対する機運を高める契機となりました。

4 基本的課題

これらの文化芸術を取り巻く社会情勢の変化や本県の文化芸術の状況、国や県のこれまでの施策の動向などを踏まえ、本県の文化芸術振興施策の総合的な推進にあたっては、以下のことが基本的な課題としてあげられます。

(1) 少子高齢化を踏まえた担い手の育成・確保や文化の継承

人口減少や少子高齢化の進行により、祭りや伝統行事など地域の伝統文化の担い手の確保が難しくなっています。

特に、離島を多く抱える本県においては、地域に根ざした伝統文化や多様な文化芸術活動を将来にわたり継承し、発展させていくためには、文化芸術活動の担い手を育成・確保するとともに、地域の文化芸術団体等の活動の活性化を図る必要があります。

(2) 感染収束後におけるポストコロナのニューノーマル（新たな日常）に適合した文化芸術活動

新型コロナウイルス感染症の拡大により、博物館等の文化施設の休館、舞台公演等イベントの開催中止、延期などが続き、市場規模は著しく減少しました。

感染拡大防止のための対策を取った上で文化芸術活動が徐々に再開されていますが、年齢、障害の有無等に関わらず、誰もが文化芸術活動を行える環境を整備し、文化芸術活動を一層推進するためには、オンライン等のデジタル技術を効果的に活用していく必要があります。

(3) 子どもが文化に親しむ機会の提供

子ども達の芸術教育・体験の充実においても、コロナ禍の影響を受け、感染拡大防止の観点から、その機会の縮小を余儀なくされています。そのような中であっても、文化芸術の本質的価値である豊かな人間性の涵養、想像力・感性の育成などに加え、文化を生きたものとして継承していくために、子ども達が文化芸術に触れ親しむ機会を確保、充実していくことが重要です。このことは、文化活動実態調査においても注力すべき施策として県民の関心が高くなっています。

(4) 障害者の文化芸術活動の推進

障害者の余暇・スポーツ等の社会活動への参加状況等はまだ十分とは言えない状況にあります。文化芸術は、障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであるため、障害者が地域社会の中で、社会の一員として生き生きと暮らせるように、障害者のニーズを踏まえながら、文化芸術活動等に積極的に参加できる環境づくりに取り組む必要があります。

(5) 観光をはじめとする他分野との連携、地域の活性化

平成 29 年 6 月施行の文化芸術基本法では、観光、まちづくり、産業等の関連分野と連携した文化芸術の新たな価値の創出の必要性が規定されるなど、文化芸術振興は新たな局面を迎えています。

少子高齢化やグローバル化の進展、情報技術の急速な進展など、社会状況が大きく変化する中で、変化に応じた社会の要請に応じつつ、関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開が一層求められています。

本県は、観光関連産業が主要産業であり、文化資源などのソフトパワーを活かした魅力ある観光コンテンツの開発等により地域づくりを推進していくことが、今後の担い手の活躍の機会創出において重要となっています。

(6) 伝統工芸を活用した魅力的な工芸産業の振興

伝統工芸産業は、生活様式の変化や、廉価な生活用品の浸透等により市場が縮小しています。伝統工芸品の持つ特色や伝統性を活かすなどその魅力を維持しつつ、時代とともに変化する市場ニーズに適切に対応し、消費者に受け入れられる商品開発及び新規の販路開拓や、ブランド力の向上などを図っていく必要があります。

(7) 文化財等の保存及び活用

沖縄の先人たちの英知が刻まれた貴重な文化財の適切な保護と、保存状態を考慮した効果的な利活用を推進することが求められています。そして、文化財の重要性を認識し、貴重な文化遺産を後世へ継承する必要があります。そのためには、文化財の保存と活用に加え、沖縄に関する歴史認識・文化意識をより一層深める必要があります。

第三章 基本目標と基本的な方向性

1 基本目標

本県の地理的特性や歴史過程を経て醸成された独自の伝統文化の継承とともに、多様性と普遍性が共存する新たな文化芸術が創造され、観光その他の地域産業との連携により、多様な担い手が活躍できる様々な機会及び場の創出とソフトパワーを活かした魅力ある地域づくりを目指します。

また、県民一人一人が文化芸術に触れ親しみ、文化芸術を通して沖縄らしい自然と歴史、伝統文化を大切に作る心や多様な価値観を尊重する心を育み、心豊かで活力ある社会を形成します。

2 基本的な方向性（基本的施策・目指す姿・施策の展開）

基本目標の実現に向け、条例で定める基本的施策に基づき、文化芸術振興施策を総合的に推進していきます。



第四章 施策の展開

1 文化芸術の振興



【目指す姿】

琉球王朝時代より培われた伝統文化、県内各地の伝統行事や歴史が将来にわたり継承され、多様な文化芸術が創造される社会

【現状と課題】

(1) しまくとぅばの保存・普及・継承

○県内各地域において世代を超えて受け継がれてきたしまくとぅばは生活又は文化芸術の基層をなし、文化そのものである。令和3年度に実施した県民意識調査では、多くの県民がしまくとぅばに親しみを感じている（73.2%）一方で、挨拶程度以上使用する人の割合（28.6%）が減少するなど、今後、どのように話者を増やしていくかが課題となっています。

(2) 伝統芸能の継承・発展

○国立劇場おきなわの自主公演アンケート調査（平成29年～令和3年）における鑑賞者の年齢層は全体の57.1%が60代以上という結果となっており、鑑賞機会の少ない層へ働きかけや、鑑賞機会を創出する必要があります。

(3) 沖縄空手の保存・継承・発展

○世界に1億3千万人の愛好家がいるといわれる空手については、「空手発祥の地・沖縄」を世界国内外に向けて発信するとともに、先人が築き上げてきた沖縄空手の型に秘められた精緻な技と精神力について研究を深め、ユネスコ無形文化遺産への登録など、沖縄文化としての価値を啓発していく取組が必要とされています。

(4) 伝統工芸の振興

○伝統工芸については、戦後の経済成長の過程で全国的に市場規模が縮小しており、今後は消費者嗜好の多様化や流通形態の多様化に対応した製品開発や販

売戦略が求められているほか、職人の高齢化や後継者不足の問題、原材料の安定確保、経営力の強化などが課題となっています。

(5) 伝統文化の保存・継承・発展

○各地域、各島々に伝わる祭事等の伝統行事をはじめ伝統的な生活文化が徐々に失われてきており、特に離島や過疎地域においては、人口の減少に伴い祭りの簡素化や後継者不足など、沖縄文化を体感できる環境が減少してきています。

中でも、本県の文化や歴史の中で培われてきた伝統的な食文化は、若い世代を中心とした伝統料理離れが進み失われつつあることから、担い手の育成や、ユネスコ無形文化遺産登録に向けた県民の気運醸成を図り、独特な食文化の保存・普及・継承及び魅力の発信に取り組む必要があります。

(6) 芸術等の振興

○令和3年度に実施した「文化活動実態調査」においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、公演や展覧会等へ直接行く機会は79.2%の人が減ったと回答しています。

そのため、感染収束後におけるポストコロナのニューノーマル（新たな日常）にも適合した公演機会の充実や国内外に向けた鑑賞機会を創出するとともに、新たな文化芸術の創造を促す必要があります。

(7) 文化財等の保存及び活用

○文化財の新たな指定に向けた調査、埋蔵文化財の各種調査と保存・活用、貴重な文化遺産の後世への継承に取り組む必要があります。また、文化財の保存・活用のために所有者および保存会等が行う取組を支援するとともに、沖縄の歴史に関する調査研究、資料収集を行い、県民が効果的に資料の活用ができるように、歴史資料の保存・編集・活用を行う必要があります。

(8) 景観の形成等

○都市化が進展し、産業用地の需要が高まっている中であっても保全と開発の両立を図りながら、沖縄らしい景観・風景づくりや独自の歴史・文化を体現する風格ある都市空間を創出することが課題です。

○県民の心の拠り所として、かげがえのない場所となっている首里城の復元はもとより、首里城に象徴される琉球の歴史・文化の復興に取り組むことが求められています。

(1) しまくとぅばの保存・普及・継承

【施策の方向性】

- デジタル技術も活用しながら、「しまとぅばアーカイブ」の作成等により、消滅の危機にある各地域のしまくとぅばの保存及び継承に取り組みます。
- しまくとぅば普及の中核を担う「しまくとぅば普及センター」を中心に、関係機関や関係団体と連携して普及・啓発事業に取り組みます。
- 小・中学校や高等学校でのしまくとぅば教材を活用した学習活動の支援や、各地域でしまくとぅばの普及に取り組む団体や民間企業等への支援を通して、県民のしまくとぅばを聞く機会や話す機会の創出に取り組みます。

◆具体的施策

- ① 「しまくとぅばアーカイブ」の作成（文化振興課）
沖縄文化の基層である「しまくとぅば」を次世代へ継承するため、各地域における文法調査票の収集及び収集した文法調査票と連動した教材の作成、歌や文学的文章、自然談話の収録等、しまくとぅばのデジタルアーカイブ化に取り組みます。
- ② しまくとぅばに関する各種啓発の実施（文化振興課）
多様な「しまくとぅば」への理解や沖縄文化の基層であることの重要性について再認識化を図るため、しまくとぅば県民大会、しまくとぅば普及功労者表彰、その他関連普及イベントの実施等、オンラインも活用した全県的かつ横断的な県民運動を推進します。
- ③ しまくとぅば講師養成講座の実施及び出前講座等の実施（文化振興課）
しまくとぅばの普及・継承に関し豊富な知識、技能、技術等を有する人材を幅広く発掘及び養成して、その情報を登録・提供することにより、学校・教育機関、各種団体及び民間企業と連携し、各地域における普及継承に向けた実効性のある取組を行います。
- ④ しまくとぅば検定の実施（文化振興課）
「しまくとぅば」に対する知識と理解、会話能力の習得と向上を目的として、児童生徒などの若年層も含め、幅広い世代を対象に「しまくとぅば検定」を実施します。
- ⑤ 普及に取り組む団体等への支援（文化振興課）
沖縄文化の基層であるしまくとぅばの継承・発展を図るため、各地域でしまく

とっばの普及推進に取り組む団体等の自主的な活動を促進します。

⑥ しまくとっば普及センターによる相談業務の実施（文化振興課）

しまくとっば普及センターに総合窓口を設置し、しまくとっばに関する地方公共団体、学校、企業等からの相談や問い合わせ等に対応するとともに、同センターを中心に、国立劇場おきなわ等で開催される、沖縄芝居の公演等伝統文化を通じたしまくとっばに触れる機会の創出など、あらゆる場面で関係機関や関係団体と連携・協働した普及の取り組みを積極的に行います。

⑦ しまくとっば学習活動の実施（小中学校）（義務教育課）

小中学校では、しまくとっば教材を活用した国語科や音楽科等の授業に加え、総合的な学習の時間、学習発表会や運動会等の学校行事、給食時間や朝の挨拶等の学校生活において、教育課程の範囲内でしまくとっば学習活動に取り組んでいきます。

⑧ しまくとっば学習活動の実施（高等学校）（県立学校教育課）

高等学校の国語科や音楽科等の授業に加え、総合的な探究の時間や特別活動等において、教育課程の範囲内でしまくとっばに関連する学習活動に取り組めます。

（2）伝統芸能の継承・発展

【施策の方向性】

- 組踊、三線を伴奏楽器とする三線音楽、琉球舞踊その他の伝統芸能等を県民向けに披露する機会の創出や、国内外に向けた鑑賞機会の提供と情報発信に取り組めます。
- 各地域の伝統芸能の担い手となる若手実演家等の公演機会の充実を図り、伝統芸能の世代継承に取り組めます。

◆具体的施策

① 国立劇場おきなわの伝統芸能県外公演（文化振興課）

琉球舞踊等の沖縄伝統芸能を通して沖縄の魅力を発信するために、国立劇場おきなわが実施する県外公演、ワークショップ等を促進します。

② 伝統芸能等の県外・海外公演（文化振興課）

沖縄の伝統芸能をはじめとする質の高い公演等を県外・海外で実施することで、沖縄の魅力を発信及び世界で活躍できる人材の育成を目指します。

③ 伝統芸能公演への支援（文化振興課）

都市部と比較し実演家による文化芸術舞台公演に触れる機会が少ない北部及び離島地域における鑑賞機会を確保します。

また、県民、観光客に伝統芸能の鑑賞機会を提供するほか、若手実演家の育成及び次世代を担う子ども達が沖縄の伝統芸能に触れる機会を創出します。

④ 国立劇場おきなわにおける鑑賞層の拡大（文化振興課）

国立劇場おきなわの自主公演を鑑賞する機会が少ない層や次世代を担う子ども達に向けた鑑賞機会の創出を促進し、伝統芸能の普及発展に取り組みます。

⑤ 沖縄文化芸術の創造発信支援事業（文化振興課）

本県の多様で豊かな地域の伝統芸能や文化芸術等の文化資源を活用した文化芸術活動の持続的発展を図るため、県内文化芸術団体及び個人事業主による取組を促進します。

⑥ 文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業（文化振興課）

観光分野と連携を図れる文化団体等の登録を行うとともに、旅行社やMICE 主催団体、宿泊施設等の要望を踏まえたプログラムを提案し、観光客が訪れる観光地、宿泊施設等と連携した文化体験プログラム（三線、舞踊、エイサー等）を実施することにより、沖縄観光における文化体験モデルを構築します。

（3）沖縄空手の保存・継承・発展

【施策の方向性】

○次世代を担う指導者及び後継者の育成並びに県民が沖縄空手に接する機会の創出に取り組みます。

○沖縄空手会館を拠点とした「空手発祥の地・沖縄」を強力に発信していきます。

○沖縄空手世界大会の定期開催等を通じた国際交流の活性化に取り組みます。

○沖縄空手の伝統文化としての価値を啓発し、ユネスコ無形文化遺産の登録に向けた取組を推進します。

◆具体的施策

① 関係団体の自主事業に対する支援（空手振興課）

沖縄空手関連商品を推奨するロゴマークの作成といったライセンスビジネス等の自主事業や行政機関からの受託事業の実施体制を整え、一般社団法人沖縄伝統空手道振興会の運営基盤の強化に取り組んでいきます。

② 指導者の育成（空手振興課）

沖縄の先人たちにより創造され育まれ、受け継がれてきた空手の型と精神性を正しく保存するため、伝統的な指導法を正しく身につけた指導者の育成に活用するため、各流派の稽古や鍛錬の特徴等を取りまとめた指導体系書を作成します。

③ 国内外への指導者の派遣（空手振興課）

県や一般社団法人沖縄伝統空手道振興会を主体とした県内の世界的に有名な空手家等による国内外での沖縄空手の演武会やセミナー等を継続的に実施します。

④ 学校等における空手の体験機会の創出（空手振興課）

保育園等や幼小中高校に沖縄空手の指導者等を派遣し、沖縄空手を学ぶ授業を実施して運動会や学習発表会等への沖縄空手の導入を広げるとともに、沖縄空手を体験する機会を創出し、沖縄空手の普及・啓発を図ります。

⑤ 沖縄空手ガイドの養成（空手振興課）

沖縄空手の歴史や県内各地に所在する空手関連顕彰碑及び緑の地等に関心を持っている海外の空手愛好家等のニーズに応えるため、沖縄空手の専用ガイドを育成します。

⑥ 国内外の空手愛好家の受入（空手振興課）

沖縄空手案内センターを設置し、多言語による沖縄空手の情報を県内外へ発信するとともに、沖縄空手に関する全般的な問い合わせに対応していきます。また、国内外の空手愛好家と県内町道場のコーディネートを行い、国内外から空手愛好家の受入を行っていきます。

⑦ 企画展・巡回展の開催（空手振興課）

沖縄空手会館の展示施設の充実に向けて、県内や国内外の調査及び資料収集を積極的に推進するとともに、収集した資料の分析を行い、研究成果の発表や企画展及び巡回展を継続的に実施します。併せて、海外からの来訪を促

進するためのコンテンツの多言語化を進めます。

⑧ 出前講座の開催（空手振興課）

沖縄空手会館や学校等で沖縄空手を学ぶ出前講座等を実施し、広く県民等が沖縄空手を見て触れて体験する機会を創出することにより普及・啓発を図り、「空手発祥の地・沖縄」の発信に取り組みます。

⑨ 沖縄空手の普及・啓発（空手振興課）

沖縄空手の普及・啓発を図るため、国内外の空手関係団体との連携のもと、沖縄空手に関するイベントや広報活動を通じて、国内外へ「空手発祥の地・沖縄」の認知度向上を図る取り組みを積極的、継続的に行います。

⑩ 沖縄空手関連コンテンツの制作（空手振興課）

沖縄空手の各流派における歴史、型、鍛錬等の映像コンテンツを制作するとともに、世界中の人々が視聴できる環境を整備し、空手の文化的価値や平和の武とされる精神性を世界に向けて発信できるよう取り組んでいきます。

⑪ 沖縄空手世界大会の開催（空手振興課）

世界中の沖縄空手の愛好家が「空手発祥の地・沖縄」に集結し交流を深める場を創出するとともに、沖縄空手の技や精神性を今後も正しく保存・継承し、将来にわたっての振興を図ります。

また、世界中で空手の鍛錬に励んでいる少年少女が「空手発祥の地・沖縄」に集結し、大会を通じて国際性豊かな交流を育み異文化に触れることで、沖縄空手の技のみならず、礼節を重んじ相手を思いやる沖縄空手の精神性をも学ぶ取り組みを実施します。

⑫ 沖縄空手に関するイベントの開催（空手振興課）

空手の日奉納演武及び記念演武祭を行い、空手の魅力を伝え、空手関係者の沖縄への来訪意欲を高めます。

⑬ 沖縄空手に関する資料収集・調査研究（空手振興課）

博物館相当施設としての機能を有する沖縄空手会館による沖縄空手に関する資料収集、調査研究、展示、教育普及等の博物館法に規定される諸活動により、学術研究の深化・発信を推進します。

⑭ 沖縄空手会館の収蔵資料整理（空手振興課）

沖縄県内外から収集された沖縄空手に関する新聞記事等空手関係資料の整理を行い、沖縄空手会館で公開することによって、沖縄空手会館の収蔵資料の充実を図り、利用者の沖縄空手に対する理解を深めます。

⑮ 調査研究の実施（空手振興課）

先人が築きあげてきた沖縄空手の型に秘められた精緻な技と平和を希求し礼節を重んじる精神性を研究し、その保存・継承及び普及・啓発に関係機関や団体と協力して取り組みます。

⑯ ユネスコ無形文化遺産登録に向けた県民等の気運醸成（空手振興課）

ユネスコ無形文化遺産登録の推進を図るため、県と空手関係団体をはじめ、経済界等の関係機関が連携し、沖縄空手に関するイベントや広報を積極的に展開し、県民及び空手界の気運の醸成に向けて継続的に取り組みます。

（４）伝統工芸の振興

【施策の方向性】

- 沖縄県工芸士認定制度の活用や人材育成を通して、伝統的な技術・技法の継承と高度化に取り組みます。
- 原材料の安定確保、製造技術の向上、工程の見直し等により安定した製品供給体制の確立を図り、工芸技術者等の経営基盤の強化に取り組みます。
- 伝統工芸を活用した感性に働きかける魅力的なものづくりの振興を図ります。

◆具体的施策

① 県工芸士の認定（ものづくり振興課）

優れた技術・技法を保持し、かつ後継者の指導・育成等に協力できる工芸産業従事者を「沖縄県工芸士」として認定することにより、工芸品を製造する者に励みを与えると同時に、社会的評価を高め、もって工芸産業の振興を図ります。

② 工芸技術者の育成（ものづくり振興課）

各産地組合が実施している後継者育成事業への支援及び工芸振興センターが実施する人材育成事業の充実化に取り組みます。

③ 技術講習等の実施（ものづくり振興課）

各産地組合では組合員を対象とした技術や知識の向上を図る講習会等、工芸

振興センターにおいては技術研究や工芸従事者に対する技術指導を実施しており、引き続き取り組んでいきます。

④ 品質の維持向上（ものづくり振興課）

伝統的工芸品産業振興協会が発行する伝産マークや県証紙など品質の認証制度をはじめ、安心・安全な製品を提供できる体制を構築します。

⑤ 原材料の安定確保（ものづくり振興課）

天然原材料の中には、生産従事者の後継者不足、資源枯渇化等により、入手困難となっている原材料（芭蕉糸、苧麻糸、琉球藍、陶土、漆器素地材、黒檀など）も少なくありません。原材料の賦存量の把握、栽培技術の調査研究、原材料製造技術の改善及び関係者間の情報交換の場の提供等により安定供給を図ります。

⑥ おきなわ工芸の杜の活用（ものづくり振興課）

おきなわ工芸の杜では、工芸従事者向けセミナー・研修等の人材育成、貸し工房等の起業支援、貸し工房による商品開発支援、関係機関・他業種とのネットワーク構築促進等、伝統工芸に関するさまざまな段階に応じた支援を実施します。

⑦ 作り手と消費者との交流促進（ものづくり振興課）

おきなわ工芸の杜において県内各地の伝統工芸品が一堂に展示され、共同工房や貸し工房の作業風景の見学できます。また、伝統工芸の体験学習や情報発信等により、消費者と作り手との交流を広げ、伝統工芸の啓発普及と消費の拡大を図ります。

⑧ 工芸研究事業（ものづくり振興課）

本県伝統工芸産業の技術的底上げを図るために、工芸振興センター等の試験研究・製品開発機能の充実を図り、伝統的な技術・技法を基本に、新たな技術導入等により、技術・技法の向上と改善に取り組みます。

⑨ 技術支援事業（ものづくり振興課）

工芸振興センターでは、技術研究や工芸従事者に対する技術指導を実施しており、今後はおきなわ工芸の杜と連携し、技術指導の拡充を図ります。

⑩ 販路拡大（ものづくり振興課）

需要開拓や販路拡大を目的として、本県工芸品を一堂に集めた展示販売会を県

外で実施しており、引き続き販路拡大・販売促進の促進向け取り組んでいきます。

⑪ 展示会の開催（ものづくり振興課）

県内工芸品製造事業者の意欲の高揚、技術、デザイン開発力の向上を図るとともに、県民への普及啓発を目的に、沖縄県工芸公募展（コンクール）を実施しており、引き続き取り組んでいきます。

⑫ WEB サイト等による情報発信（ものづくり振興課）

展示会や販売イベント情報だけでなく、工芸従事者向けのセミナー・補助金等支援情報についても、一元的におきなわ工芸の杜ホームページにおいてプラットフォーム化し、情報発信の強化と認知度向上を図ります。

(5) 伝統文化の保存・継承・発展

【施策の方向性】

- シンポジウムや公演等を通して伝統行事を見直すきっかけをつくり、地域や島の伝統行事の伝承・復元等に向けた取組を推進します。
- 本県の文化や歴史の中で培われてきた伝統的な食文化である琉球料理や琉球泡盛については、琉球料理伝承人の養成やユネスコ無形文化遺産登録に向けた県民の気運醸成を図り、独特な食文化の保存・普及・継承及び魅力の発信に取り組みます。

◆具体的施策

① 地域伝統芸能を集めた公演（文化振興課）

県内各地で実施されている伝統芸能、伝統行事を中心とした公演を国立劇場おきなわに集め、舞台公演として県民へ披露します。

② 地域や島でのシンポジウムや座談会の開催（文化振興課）

地域の伝統芸能、行事等の重要性を再認識し今後の普及・継承の課題等について検討・検証するための座談会を行い、課題解消への取組を促進します。

③ 琉球料理伝承人の育成・フォローアップ（文化振興課）

沖縄の伝統的な食文化について、歴史的・地理的背景、行事食の由来、器などに至る総合的な理解を深め、調理法や味を受け継ぐための知識及び技術を習得し、担い手として普及啓発活動を行う人材として、琉球料理伝承人を育成

し、活用を図ります。

④ 伝統的食文化のユネスコ無形文化遺産登録に向けた県民の気運醸成（文化振興課）

本県の文化や歴史の中で培われてきた伝統的な食文化である琉球料理や琉球泡盛については、琉球料理伝承人の養成やユネスコ無形文化遺産登録に向けた県民の気運醸成を図り、独特な食文化の保存・普及・継承及び魅力の発信に取り組みます。

⑤ 琉球歴史文化の日周知啓発推進事業（文化振興課）

11月1日の琉球歴史文化の日に向け、県民が沖縄の歴史と文化への理解を深めるための関連事業を実施し、また、児童生徒等を対象とした歴史文化等を学ぶワークショップ等を実施します。

⑥ 琉球歴史文化コンテンツ創出支援事業（文化振興課）

琉球の歴史文化に由来する文化資源（しまくとぅば、組踊、三線音楽、琉球舞踊その他の伝統芸能、エイサー、ハーリーなどの伝統行事、食文化など）をテーマとする新たなコンテンツを制作する県内の文化芸術団体等の取組を支援し、新たな産業を創出する環境を整えます。

⑦ 琉球文化日本遺産事業（文化振興課）

琉球文化日本遺産ストーリーと構成文化財の魅力を県内外に広く発信し、県民が地域の構成文化財への価値を再認識するとともに、観光資源としての活用を図ります。

（6）芸術等の振興

【施策の方向性】

○文学、音楽、美術、演劇、舞踊、メディア芸術など、県民の主体的・創造的な芸術文化活動による新たな文化芸術の創出を促進します。

◆具体的施策

① 文化芸術活動の持続的発展に資する取組を行う県内文化芸術団体等への支援（文化振興課）

本県の多様で豊かな地域の伝統芸能や文化芸術等の文化資源を活用した文化芸術活動の持続的発展を図るため、県内文化芸術団体等による取組を支援します。

② 沖縄県芸術文化祭や九州芸術祭等の開催支援（文化振興課）

県民の多様な芸術文化活動を奨励するとともに、広く県民に芸術鑑賞の機会を提供することにより、県民文化の向上、発展に寄与するため、沖縄県芸術文化祭を開催する。

また、九州・沖縄地区の地域文化の向上発展と交流を目的として、文学賞や各県で開催される舞台公演等の九州芸術祭を開催します。

③ 県内市町村等の文化芸術に対する支援の促進（文化振興課）

地方公共団体の文化振興施策への財政的支援や地域の文化環境づくりのため（一財）地域創造の助成制度への応募を促進します。

④ 文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業（文化振興課）

観光分野と連携を図れる文化団体等の登録を行うとともに、旅行社や MICE 主催団体、宿泊施設等の要望を踏まえたプログラムを提案し、観光客が訪れる観光地、宿泊施設等と連携した文化体験プログラム（三線、舞踊、エイサー等）を実施することにより、沖縄観光における文化体験モデルを構築します。

(7) 文化財等の保存及び活用

【施策の方向性】

- 沖縄の先人たちの英知が刻まれた貴重な文化財の適切な保護と、保存状態を考慮した効果的な利活用を推進するとともに、地域に残る伝統行事等の民俗文化財の調査や映像・文書記録作成等に係る関係機関への支援を通して、文化財の保存・活用に取り組みます。
- 無形文化財については、保存会等が行う取組への支援や映像資料・報告書等の記録保存に取り組みます。
- 文化財の新たな指定に向けた調査、米軍基地内を含む埋蔵文化財の各種調査と保存・活用、在外文化財の調査、戦災文化財の復元等を含め、貴重な文化遺産の後世への継承に取り組みます。
- 本県の自然・歴史・文化を網羅した体系的な歴史書「新沖縄県史」及び琉球王国の外交文書集「歴代宝案」の編集刊行に取り組みます。

◆具体的施策

- ① 民俗文化財の保存・継承（文化財課）

九州地区民俗芸能大会への派遣、民俗文化財の調査、映像・記録作成、修理・新調、防災等の事業に対し、経費の一部補助や国庫補助事業実施において支援します。
- ② 史跡等の保存活用計画、整備、買い上げ事業（文化財課）

専門家による委員会を開催し、保存活用計画や整備計画及び整備事業を実施します。
- ③ 組踊等教育普及啓発事業（文化財課）

本島内の小中学校の児童生徒を対象に、組踊・沖縄伝統芸能の実演家によるワークショップを実施します。
- ④ 無形文化財記録作成事業（文化財課）

組踊、琉球舞踊の無形文化財保持者を対象に聞き取り調査を行い、保持者の記録保存に取り組みます。DVDの作成を行い、関係者に報告書と共に配布します。
- ⑤ 埋蔵文化財の発掘調査（文化財課）

埋蔵文化財を適切に保護するため、埋蔵文化財包蔵地の所在把握や周知徹底に努めるとともに、埋蔵文化財保護の趣旨を県民や開発事業者に対して丁寧に説明することにより、理解と協力を求めます。また、開発事業者との協議調整の結果、現地保存が困難となった場合は、記録保存を講ずるための発掘調査を実施します。

さらに、発掘調査で得られた出土品を適切に保管し、企画展や出前授業等において活用していきます。
- ⑥ 基地内埋蔵文化財分布調査事業（文化財課）

駐留軍用地の返還を含む再編計画に伴い、米軍等施設内及びその跡地内において踏査や試掘・確認調査を行うことで、埋蔵文化財の有無や範囲、性格等の把握に取り組みます。また、その成果を遺跡地図や発掘調査報告書として公開し、埋蔵文化財の周知・理解に取り組みます。
- ⑦ 戦災等により失われた琉球王国時代の文化遺産の調査研究及び復元（県立博物館・美術館）

戦災や近代化により失った王国時代の精緻で至高の手わざの世界（金工、漆芸など相伝8分野）を現代に蘇らせるとともに、内外へ発信し琉球王国文化をブラ

ンドとした文化観光拠点をアピールします。

⑧ 史料編集事業費（文化財課）

本県の自然・歴史・文化を網羅した体系的な歴史書「新沖縄県史」の編集刊行に取り組みます。

⑨ 琉球王国外交文書等の編集刊行及びデジタル化事業（文化財課）

琉球王国外交文書集「歴代宝案」及び交流史等に関する資料を編集刊行するとともに、デジタル化及びインターネット公開を行います。

⑩ 近代沖縄史料デジタル化事業（文化財課）

沖縄戦で焼失した新聞を中心とする近代沖縄史料の収集とデジタル複製による保存およびインターネット公開を行います。

⑪ 「琉球・沖縄の知と心」国際発信事業（生涯学習振興課）

1900年以降、海外へ渡航したウチナーンチュの歴史等を適切に保存し、次世代へ継承するため、海外及び県内外で移民資料等郷土資料を収集し、資料の整理・公開、ルーツ調査、企画展示の開催などに取り組みます。

(8) 景観の形成等

【施策の方向性】

- 首里城の復元はもとより、首里城に象徴される琉球の歴史・文化の復興に取り組むことが求められており、県民の重要な歴史・文化資源である沖縄固有の景観・風景・風土を重視した千年悠久のまちづくりを進め、人々を惹きつける魅力ある空間と風土の形成に取り組みます。

◆具体的施策

① 首里城の早期復元（首里城復興課）

首里城の象徴的な箇所などの部位に寄附金（首里城復興基金）を活用して早期復元できるよう、国と連携して取り組みます。特に、木材や赤瓦等の県産資材の調査・研究を進めるなどし、可能な限り、県内技術者及び県産資材の活用を目指します。

また、首里城の復興に当たっては、復元過程の公開や「木曳式」などの復興イベントの実施とともに、国内外へ積極的に情報発信し、観て、学び、楽しむ「見せ

る復興」に取り組みます。

- ② 首里城周辺における自然・歴史・文化を感じる景観の創出（首里城復興課）
「新・首里杜構想」による歴史まちづくり促進に向けた協議会を開催します。
- ③ 首里城跡景観整備事業（文化財課）
首里城跡や首里城周辺の文化財及び復元建造物について、経年劣化等により景観を著しく損ねるとともに、観光客や地域住民を危険にさらす要因に対し、これらを保存・修復することによって、危険性の除去および景観の回復を図ります。
- ④ 中城御殿跡の整備（首里城復興課）
令和4年3月に改訂した中城御殿跡地整備基本計画に基づき、設計、工事を実施します。
- ⑤ 円覚寺跡三門復元整備事業（文化財課）
沖縄戦により失われた円覚寺跡において、境内入口に存在していた三門の復元工事に取り組んでいます。
- ⑥ 首里城公園の観光資源としての活用（観光振興課）
首里城公園に関するイベント等について後援を行うとともに、イベント等の情報について観光情報サイト等への掲載を行います。
- ⑦ 沖縄らしい風景づくり支援事業（都市計画・モノレール課）
風景づくりの主体である市町村の景観行政団体への移行促進や地域住民が主導的役割を担う風景づくりの推進体制の構築を促進するとともに、市町村間連携による広域的な風景づくりに取り組みます。
道路や沿道空間の緑化、無電柱化等に加え、都市部での公園・緑地等の配置など、景観地区の指定や景観アセスメントの実施も踏まえ、潤いのある公共空間の形成に取り組みます。
沖縄らしい風景づくりや景観形成に向けて、風景・まちなみの再生を先導し専門的な知識を有する人材の育成や技術開発に取り組みます。
- ⑧ 都市公園における風景づくり事業（都市公園課）
本県の文化的な歴史遺産や風土等と調和し、自然と共生する憩いの場となる都市公園の整備に取り組みます。

2 人材の養成等



【目指す姿】

子どもたちの文化芸術に対する興味や豊かな感性が醸成され、創造的文化的発展を担う人材が能力を十分に発揮している社会

【現状と課題】

- 沖縄らしい個性を持った人づくりに向けて、子どもたちが地域の自然環境、歴史、伝統文化や芸術に触れる体験活動を促進する取組を行っており、令和2年度に「組踊・沖縄伝統芸能を理解した児童生徒の割合」は84%となっています。
- 令和3年度に実施した「文化活動実態調査」においては、文化芸術活動を振興するために県が注力すべきこととして、「子どもや青少年が文化・芸術に親しむ機会の充実」(83.4%)が最も高く、次いで「文化活動を担う人材や指導者の育成、団体支援」(51.5%)となっており、人材の養成に対する県民の関心が非常に高いことがわかります。
- 少子高齢化の影響等により、伝統芸能を担う人材の不足や伝統工芸産業を担う職人の後継者不足が課題となっています。
- 沖縄県立芸術大学は、幅広い芸術を専門的に学ぶ教育機関として昭和61年に開学し、令和3年度までに4,149名の卒業者を輩出しています。令和3年度の卒業生の就職率は75.0%となっています。

(1) 芸術家等の養成等

【施策の方向性】

- 幅広い芸術を専門的に学ぶ教育機関である沖縄県立芸術大学については、様々な学生が心身ともに充実した学生生活を送り、意欲的に学修に取り組むことができるよう、学修支援、生活支援等の学生へのきめ細やか支援体制を整備するほか、学生が個性や能力を生かし希望した進路に進むことができるよう、キャリア支援を推進します。
- 文学、音楽、美術、演劇、舞踊、メディア芸術など、県民の主体的・創造的な芸術文化活動による新たな文化芸術の創出促進に取り組むとともに、本県の文化芸術の発展を担う人材の育成に取り組みます。

- 沖縄空手の指導者及び後継者を育成するため、指導体系書の策定や技術講習会の開催、講師派遣などに取り組みます。
- 工芸従事者の後継者を育成するため、各産地組合が実施している後継者育成事業を支援します。
- 工芸技術者を育成するため、工芸振興センターにおける基礎的・専門的な技術研修等に取り組みます。

◆具体的施策

- ① 沖縄県立芸術大学に対する運営支援（文化振興課）

公立大学法人へ移行した沖縄県立芸術大学に対し、地方独立行政法人法に基づき県が定めた中期目標を達成するため、交付金等を交付し大学運営を支援します。
- ② 沖縄県立芸術大学における就職支援（文化振興課）

芸術文化に特化・関連した職種・業種にターゲットを絞った大学の求人開拓等により、学生の就職を支援します。
- ③ 沖縄文化芸術の創造発信支援事業（文化振興課）

本県の多様で豊かな地域の伝統芸能や文化芸術等の文化資源を活用した文化芸術活動の持続的発展を図るため、県内文化芸術団体及び個人事業主による取組を支援します。
- ④ 文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業（文化振興課）

観光分野と連携を図れる文化団体等の登録を行うとともに、旅行社やMICE 主催団体、宿泊施設等の要望を踏まえたプログラムを提案し、観光客が訪れる観光地、宿泊施設等と連携した文化体験プログラム（三線、舞踊、エイサー等）を実施することにより、沖縄観光における文化体験モデルを構築します。
- ⑤ 沖縄空手の指導者を育成するための取組（空手振興課）

沖縄の先人たちにより創造され育まれ、受け継がれてきた空手の型と精神性を正しく保存するため、伝統的な指導法を正しく身につけた指導者の育成に活用するため、各流派の稽古や鍛錬の特徴等を取りまとめた指導体系書を作成します。

⑥ 工芸技術者を育成するための研修や工芸事業者等の経営基盤の強化
(ものづくり振興課)

各産地組合が実施している後継者育成事業への支援及び工芸振興センターが実施する人材育成事業の充実化に取り組みます。

また、本県伝統工芸産業が抱える経営基盤の脆弱性という従来からの課題の克服に向け、工房経営等に関する知識習得や外部専門家の活用により収益力の向上を図り、安定的な事業運営基盤構築のための取り組みを支援します。

⑦ 県工芸士の認定 (ものづくり振興課)

優れた技術・技法を保持し、かつ後継者の指導・育成等に協力できる工芸産業従事者を「沖縄県工芸士」として認定することにより、工芸品を製造する者に励みを与えるとともに、社会的評価を高め、もって工芸産業の振興を図ります。

(2) 文化芸術に関する教育の充実等

【施策の方向性】

○沖縄の文化芸術をはじめ、国内外の優れた文化芸術に触れる機会や表現する場等を提供し、子どもたちの文化芸術に対する興味や豊かな感性の醸成に取り組みます。

○沖縄の文化の基層となる「しまくとぅば」の普及促進に向けて、小・中学校や高等学校でのしまくとぅば教材を活用した学習活動への支援に取り組みます。

○学校等における空手の体験機会を創出し、沖縄空手の普及、裾野の拡大に繋がっていきます。

◆具体的施策

① 組踊等教育普及啓発事業 (文化財課)

本島内の小中学校の児童生徒を対象に、組踊・沖縄伝統芸能の実演家によるワークショップを実施します。

② 文化庁芸術鑑賞機会提供事業 (文化財課)

国内有数の文化芸術団体による舞台芸術鑑賞機会を県内の児童生徒に提供する「巡回公演事業」や小学校・中学校等に個人または少人数の芸術家を派遣し、実技披露や実技指導を実施する「芸術家の派遣事業」などを実施します。

③ 沖縄県芸術鑑賞機会提供事業（文化財課）

次代を担う児童生徒を対象に優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供し、芸術文化に対する興味・関心を喚起させ豊かな情操の涵養に取り組みます。

④ 青少年文化活動事業費（文化財課）

沖縄県高等学校文化連盟及び沖縄県中学校文化連盟事業における大会運営、大会派遣への補助を実施し、県下の中高校生による作品展示及び舞台芸術の発表・鑑賞等の機会確保に取り組みます。また、大会参加に係る地域格差の是正を図るため、離島から本島への派遣補助の拡充に取り組みます。

⑤ しまくとぅば学習活動の実施（小中学校）（義務教育課）

小中学校では、しまくとぅば教材を活用した国語科や音楽科等の授業に加え、総合的な学習の時間、学習発表会や運動会等の学校行事、給食時間や朝の挨拶等の学校生活において、教育課程の範囲内でしまくとぅば学習活動に取り組んでいきます。

⑥ しまくとぅば学習活動の実施（高等学校）（県立学校教育課）

高等学校の国語科や音楽科等の授業に加え、総合的な探究の時間や特別活動等において、教育課程の範囲内でしまくとぅばに関連する学習活動に取り組みます。

⑦ 学校等における空手の体験機会の創出（空手振興課）

保育園等や幼小中高校に沖縄空手の指導者等を派遣し、沖縄空手を学ぶ授業を実施して運動会や学習発表会等への沖縄空手の導入を広げるとともに、沖縄空手を体験する機会を創出し、沖縄空手の普及・啓発を図ります。

⑧ 琉球歴史文化の日周知啓発推進事業（文化振興課）

11月1日の琉球歴史文化の日に向け、県民が沖縄の歴史と文化への理解を深めるための関連事業を実施し、また、児童生徒等を対象とした歴史文化等を学ぶワークショップ等を実施します。

(3) 文化芸術団体への支援

【施策の方向性】

- 文化関係団体や企業の文化芸術活動に対する支援を促進し、社会全体で文化芸術活動を支える仕組みの充実に取り組みます。
- 沖縄空手を支える道場や関係団体の運営基盤の強化に取り組んでいきます。

◆具体的施策

① 文化芸術関係団体等への助成（文化振興課）

本県の多様で豊かな地域の伝統芸能や文化芸術等の文化資源を活用した文化芸術活動の持続的発展を図るため、県内文化芸術団体等による取組を支援します。

② 沖縄空手を支える道場や関係団体の自主事業に対する支援（空手振興課）

沖縄空手の保存・継承を担う県内道場の実態に関する情報収集等を行った上で、道場運営の強化策や門下生の増加につながる取組など、一般社団法人沖縄伝統空手道振興会を通して道場の運営基盤強化の支援に取り組みます。

③ 伝統工芸関係団体への支援（ものづくり振興課）

各産地組合が実施している後継者育成事業への助成、県外等における沖縄工芸フェア等の開催及び各産地組合における検査制度確立への支援など、引き続き取り組んでいきます。

④ 琉球歴史文化コンテンツ創出支援事業（文化振興課）

琉球の歴史文化に由来する文化資源（しまくとぅば、組踊、三線音楽、琉球舞踊その他の伝統芸能、エイサー、ハーリーなどの伝統行事、食文化など）をテーマとする新たなコンテンツを制作する県内の文化芸術団体等の取組を支援し、新たな産業を創出する環境を整えます。

(4) 顕彰

【施策の方向性】

○本県の文化芸術の振興、文化財の保護に尽力する等沖縄の文化の振興に顕著な功績を挙げた県民を表彰する。

◆具体的施策

① 県文化功労賞等の表彰事業の実施（文化振興課）

多年にわたり芸術文化の向上、普及又は文化財の保存、活用に尽力し、文化の振興に顕著な功績のあった個人又は団体を表彰します。

永年その業務に精励し又は献身的な努力を払い、芸術文化の振興又は文化財の保護に貢献した個人を表彰します。

3 文化芸術活動の充実



【目指す姿】

高齢者や障害者、青少年をはじめ、誰もが文化創造活動の尊さや芸術の感動を体感でき、文化を通じて多様な交流が行われる社会

【現状と課題】

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、県民の79.2%が公演や展覧会等へ直接行く機会が減ったと回答しており、文化芸術の感動を体感する機会が喪失している状況があります。
- 一方、オンラインやリモート等での鑑賞機会については、27.3%の人が「増えた、どちらかというが増えた」と回答しています。
- 県では、中学校・高等学校の総合文化祭や、こころの芸術・文化フェスティバル、身体障害者福祉展等の開催を通して、青少年や障害者等の文化活動の活性化に取り組んでいるところであり、青少年等が文化芸術に触れる機会を確保していくことが重要であります。
- 全国的な規模による芸術文化の発表、共演、そして、障害の有無にかかわらず文化芸術に関わることのできる「美ら島おきなわ文化祭2022」（第37回国民文化祭、第22回全国障害者芸術・文化祭の統一名称）の開催に向け、市町村や関係機関と連携し取り組んでいます。開催後は、文化祭での経験や体験を活かす取り組みが期待されています。

(1) 県民等の文化芸術活動の充実

【施策の方向性】

- 年齢、障害の有無等に関わらず、誰もが文化芸術活動を行えるよう、感染収束後におけるポストコロナのニューノーマル（新たな日常）にも適合した感染防止対策やデジタル技術を活用しながら、県民の鑑賞機会の創出に取り組みます。

- 中学校・高等学校の総合文化祭への支援や中学校・高等学校生徒の派遣費支援を通して、青少年の文化活動の活性化に取り組みます。
- 障害者の文化芸術活動の充実、障害の特性に応じた環境の整備及び情報の提供に努めます。
- 活力ある高齢社会の実現に向けて、文化活動等を通して高齢者の健康増進や生きがい感を高める取組を推進します。

◆具体的施策

- ① 国立劇場おきなわにおける鑑賞層の拡大（文化振興課）

国立劇場おきなわの自主公演を鑑賞する機会が少ない層や次世代を担う子ども達に向けた鑑賞機会の創出を促進し、伝統芸能の普及発展に取り組みます。
- ② 沖縄県芸術文化祭、九州芸術祭等の実施（文化振興課）

県民の様々な芸術文化活動を奨励するとともに、広く県民に芸術鑑賞の機会を提供することにより、県民文化の向上、発展に寄与するため、沖縄県芸術文化祭を開催します。

また、九州・沖縄地区の地域文化の向上発展と交流を目的として、文学賞や各県で開催される舞台公演等の九州芸術祭を開催します。
- ③ 県内市町村等の文化芸術に対する支援の促進（文化振興課）

地方公共団体の文化振興施策への財政的支援や地域の文化環境づくりのため（一財）地域創造の助成制度への応募を促進します。
- ④ 青少年の文化活動の活性化に対する取組（文化財課）

沖縄県高等学校文化連盟及び沖縄県中学校文化連盟事業における大会運営、大会派遣への補助を実施し、県下の中高校生による作品展示及び舞台芸術の発表・鑑賞等の機会確保に取り組みます。

また、大会参加に係る地域格差の是正を図るため、離島から本島への派遣費補助の拡充に取り組みます。
- ⑤ 子どもの読書活動推進事業（生涯学習振興課）

「子どもの読書の日」、「文字・活字文化の日」、「高校生読書リーダー育成研修」を中心として、子どもの自主的な読書活動を推進します。

- ⑥ 離島読書活動支援事業（生涯学習振興課）
身近なところで読書ができる環境を整備し、本島内との読書環境格差改善を行うため、図書館未設置町村等の住民に対して、移動図書館や一括貸出、協力貸出等を実施します。
- ⑦ 離島読書活動充実事業（生涯学習振興課）
県内全域の公平な教育と文化の発展、生涯学習の振興を図るため、広域サービス用図書の実質的充実や、読書活動推進に係る講演会等を実施します。
また、離島地域の読書活動の拠点である学校図書館等へ訪問し、先進事例の収集や指導・助言等を行います。
- ⑧ 高齢者の文化活動の活性化に対する取組（高齢者福祉介護課）
活力ある高齢社会の実現に向けて、文化活動を通して高齢者の生きがい感を高めるため、高齢者の文化活動の支援に取り組めます。
- ⑨ 社会参加支援事業（アートキャンプ）（障害福祉課）
障害者の社会参加を促進するため、障害者の表現活動として作品展開催等に取り組めます。
- ⑩ バリアフリーマップ（障害福祉課）
障害者等が安心して気軽に外出できるよう沖縄県内の文化芸術施設等のバリアフリー情報の発信に取り組めます。
- ⑪ 身体障害者福祉展（障害福祉課）
県民の理解及び関心を高めるとともに、社会活動への参加を促進するため、県内の障害者の作品に係る展示会を開催します。
- ⑫ こころの芸術・文化フェスティバル（障害福祉課）
精神障害者の積極的な社会参加を促進するため、県内の精神に障害を持つ人たちが制作した作品に係る展示会を開催します。
- ⑬ 障害者スポーツ活動等推進事業（障害福祉課）
障害者が地域社会の中で、社会の一員として生きいきと暮らせるようにスポーツ・文化芸術活動等に積極的に参加できる環境づくりに取り組めます。
- ⑭ 社会活動推進事業（障害福祉課）

障害者の社会における活動の充実と発展のため、障害者の社会活動又は地域活動の推進を図ります。

⑮ 沖縄文化芸術の創造発信支援事業（文化振興課）

本県の多様で豊かな地域の伝統芸能や文化芸術等の文化資源を活用した文化芸術活動の持続的発展を図るため、県内文化芸術団体及び個人事業主による取組を支援します。

⑯ 文化芸術公演への支援（文化振興課）

都市部と比較し実演家による文化芸術舞台公演に触れる機会が少ない北部及び離島地域における鑑賞機会を確保します。

(2) 文化芸術交流の推進

【施策の方向性】

- 文化は交流により育まれ、互いの文化を理解し合うことにより発展するため、国際的な文化交流イベントから草の根レベルの交流活動まで幅広い取組の強化を図ります。
- 県民が沖縄の歴史及び文化への理解を深めるための施策を効果的に推進し、沖縄の文化の継承と発展に取り組みます。
- 国際的な文化交流イベントの開催や、外国人向けの文化観光コンテンツの発信など、県独自の文化プログラムの実施を通じて、多様な沖縄の文化を積極的に発信し、国内・国外との文化交流に取り組みます。

◆具体的施策

① 文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業（文化振興課）

観光分野と連携を図れる文化団体等の登録を行うとともに、旅行社やMICE 主催団体、宿泊施設等の要望を踏まえたプログラムを提案し、観光客が訪れる観光地、宿泊施設等と連携した文化体験プログラム（三線、舞踊、エイサー等）を実施することにより、沖縄観光における文化体験モデルを構築します。

② 琉球歴史文化の日周知啓発推進事業（文化振興課）

11月1日の琉球歴史文化の日に向け、県民が沖縄の歴史と文化への理解を深めるための関連事業を実施し、また、児童生徒等を対象とした歴史文化等

を学ぶワークショップ等を実施します。

③ 高校生伝統芸能分野海外就業体験事業（文化財課）

郷土芸能に取り組んでいる高校生をハワイへ派遣し、伝統芸能を活かした観光産業や歴史的・文化的施設での就業体験をとおりして職業理解を深めるとともに、実演家としての技能や知識を具備し、国際的な視野を持つ人材の育成に取り組みます。

④ 国立劇場おきなわの伝統芸能県外公演（文化振興課）

琉球舞踊等の沖縄伝統芸能を通して沖縄の魅力を発信するために、国立劇場おきなわが実施する県外公演、ワークショップ等を支援します。

⑤ 伝統芸能等の県外・海外公演（文化振興課）

沖縄の伝統芸能をはじめとする質の高い公演等を県外・海外で実施することで、沖縄の魅力を発信及び世界で活躍できる人材の育成を目指します。

4 文化芸術の活用



【目指す姿】

県民が地域の文化に誇りと愛着を持ち、文化芸術の持つエネルギーが地域の活性化や産業の振興に活かされ、新たな文化が創出される社会

【現状と課題】

- 地域の伝統文化や伝統行事は、少子高齢化の進行等により、後継者不足が指摘されています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、文化芸術を担う担い手の42.3%の人がコロナ前の収入の25%未満となっており、経営状況の悪化が深刻となっています。
- コロナの影響を受ける令和元年度以前の本県の入域観光客数の推移を見ると、国外からの観光客数が堅調に増加しています。本県には、琉球舞踊やエイサー、空手などの世界に誇る優れた文化資源があり、地域振興の資源として大きな可能性を秘めているため、今後は、観光業をはじめとする他分野と連携した取組が求められています。
- 文化芸術活動の拠点となる国立劇場おきなわ、県立博物館・美術館等の文化施設については、観光資源としての魅力を周知していく必要があります。

(1) 文化芸術による地域づくり

【施策の方向性】

- 地域の歴史、伝統的風習、伝統行事等に対する住民の愛着心を醸成し、地域外との交流を通じた地域文化の掘り起こしに加え、県内各地で開催されている伝統芸能や地域行事の積極的な発信に取り組みます。
- 地域に伝承するエイサー等の伝統行事や地域の食文化など、地域の個性豊かな文化資源の特性に応じたまちづくりに資する取組を推進します。

◆具体的施策

① 地域伝統芸能を集めた公演（文化振興課）

県内各地で実施されている伝統芸能、伝統行事を中心とした公演を国立劇場おきなわに集め、舞台公演として県民へ披露します。

- ② 地域や島でのシンポジウムや座談会の開催（文化振興課）
地域の伝統芸能、行事等の重要性を再認識し今後の普及・継承の課題等について検討・検証するための座談会を行い、課題解消への取組を促進します。
- ③ 県内各地で開催の伝統芸能や地域行事の積極的な発信（文化振興課）
11月1日の琉球歴史文化の日に関連し、県内市町村、関係団体等と連携して琉球の歴史文化に関連する催事等をWEBサイト等を活用して情報発信します。
- ④ 文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップに関する取組（文化振興課）
観光分野と連携を図れる文化団体等の登録を行うとともに、旅行社やMICE主催団体、宿泊施設等の要望を踏まえたプログラムを提案し、観光客が訪れる観光地、宿泊施設等と連携した文化体験プログラム（三線、舞踊、エイサー等）を実施することにより、沖縄観光における文化体験モデルを構築します。
- ⑤ 琉球文化日本遺産事業（文化振興課）
琉球文化日本遺産ストーリーと構成文化財の魅力を県内外に広く発信し、県民が地域の構成文化財への価値を再認識するとともに、観光資源としての活用を図ります。
- ⑥ 琉球料理伝承人派遣事業（文化振興課）
沖縄県が認証した琉球料理伝承人を活用した県内外での出前講座を開催し、沖縄の伝統的な食文化の普及継承に取り組みます。
- ⑦ 沖縄文化芸術の創造発信支援事業（文化振興課）
本県の多様で豊かな地域の伝統芸能や文化芸術等の文化資源を活用した文化芸術活動の持続的発展を図るため、県内文化芸術団体及び個人事業主による取組を支援します。
- ⑧ 文化発信交流拠点整備事業（文化振興課）
伝統芸能、郷土芸能、大衆芸能等の多様な文化芸術や文化産業等の振興に寄与する文化発信交流拠点の充実に取り組みます。

(2) 文化芸術に関する産業の創出及び振興

【施策の方向性】

- 本県には、琉球舞踊、組踊、沖縄音楽、エイサー等の世界に誇れる優れた文化資源があり地域振興の資源大きな可能性を秘めていることから、これらを活用した観光コンテンツの開発や認知度向上を図ることによる文化観光の推進をはじめとして、様々な分野における文化芸術の産業化に必要なノウハウを持った人材の育成や、文化芸術にかかるビジネスを支える環境の整備に取り組みます。
- 空手については、武道ツーリズムによる観光産業や商工業等関連産業への波及効果が期待できることから、空手を目的とした交流人口を増やし、「空手関連産業」という新たな産業の創出を図るため、国内外の空手愛好家から観光客まで幅広い層を対象に空手を組み込んだ多様で魅力ある体験型観光プログラムや商品等の開発支援に取り組みます。

◆具体的施策

- ① 文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップに関する取組（文化振興課）

観光分野と連携を図れる文化団体等の登録を行うとともに、旅行社やMICE主催団体、宿泊施設等の要望を踏まえたプログラムを提案し、観光客が訪れる観光地、宿泊施設等と連携した文化体験プログラム（三線、舞踊、エイサー等）を実施することにより、沖縄観光における文化体験モデルを構築します。
- ② 琉球文化日本遺産事業（文化振興課）

琉球文化日本遺産ストーリーと構成文化財の魅力を県内外に広く発信し、県民が地域の構成文化財への価値を再認識するとともに、観光資源としての活用を図ります。
- ③ 琉球料理传承人の育成・フォローアップ（文化振興課）

沖縄の伝統的な食文化について、歴史的・地理的背景、行事食の由来、器などに至る総合的な理解を深め、調理法や味を受け継ぐための知識及び技術を習得し、担い手として普及啓発活動を行う人材として、琉球料理传承人を育成し、活用を図ります。
- ④ 琉球歴史文化コンテンツ創出支援事業（文化振興課）

琉球の歴史文化に由来する文化資源（しまくとぅば、組踊、三線音楽、琉球舞

踊その他の伝統芸能、エイサー、ハーリーなどの伝統行事、食文化など）をテーマとする新たなコンテンツを制作する県内の文化芸術団体等の取組を支援し、新たな産業を創出する環境を整えます。

⑤ 沖縄空手ガイドの養成（空手振興課）

沖縄空手の歴史や県内各地に所在する空手関連顕彰碑及び縁の地等に関心を持っている海外の空手愛好家等のニーズに応えるため、沖縄空手の専用ガイドを育成します。

⑥ 他産業と連携した空手関連の商品・コンテンツ制作支援（空手振興課）

沖縄空手のロゴを商標登録し、商工業分野の他産業と連携して商品開発を行い、ライセンス料が収入となる仕組みの構築に取り組みます。

映像コンテンツとして、沖縄空手の歴史や著名な人物を題材としたエンターテインメント作品や空手ツーリズム（空手体験、史跡巡り等）のプロモーション動画などの制作支援に取り組みます。

（3） 地域産業との相互連携の促進

【施策の方向性】

○本県の豊かな自然環境、琉球王朝時代から培われてきた伝統文化や伝統芸能、空手、泡盛や琉球料理等の本県のソフトパワーを生かし、観光関連産業をはじめとする地域産業との相互連携を促進します。

◆ 具体的施策

① 体験型の観光コンテンツ開発への支援（観光振興課）

沖縄の観光課題である一人当たり消費額の向上や滞在日数の延伸等を図るため、沖縄の自然環境、歴史、文化等の観光資源や新たなデジタル技術を活用した持続可能な観光コンテンツ開発を行う事業者に対し、支援を行います。

② フィルムツーリズムの推進（観光振興課）

映画・TVドラマ等の映像コンテンツを通して沖縄の認知度、好意度、及び来訪意欲を高めるため、沖縄ロケを実施する映画・ドラマの誘致を行うとともに、スムーズなロケのためのワンストップサービスを提供する。また、沖縄ロケ映像をPRすることで、沖縄への誘客を促進します。

③ 琉球料理が味わえる店(仮称)店舗認証（文化振興課）

沖縄の伝統的な食文化を沖縄観光のコンテンツの一つとして位置づけ、その魅力や価値・効用をわかりやすく情報発信し誘客につなげるとともに、来県した観光客が琉球料理を味わい、楽しむことができる店に関する情報の提供に取り組みます。

④ 文化資源を活用した旅行商品造成プログラムの構築（文化振興課）

観光客や観光事業者等のニーズを踏まえた文化団体等の登録を行うとともに、観光客が訪れる観光地、宿泊施設等と連携した文化体験プログラム(三線、舞踊、エイサー等)を実施することにより、沖縄観光における文化体験モデルを構築します。

⑤ 琉球文化日本遺産事業（文化振興課）

琉球文化日本遺産ストーリーと構成文化財の魅力を県内外に広く発信し、県民が地域の構成文化財への価値を再認識するとともに、観光資源としての活用を図ります。

5 文化芸術を支える基盤の強化



【目指す姿】

誰もが文化芸術に触れる機会を享受できる環境が整い、文化芸術を支える教育研究が社会に還元される社会

【現状と課題】

- 県内の文化施設の稼働率は、31.6%（令和2年度）となっており、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、稼働率は大きく落ち込んでいます。（参考値:令和元年度 55.0%）
- 芸術分野で活躍できる人材を育成する沖縄県立芸術大学は、令和3年4月に地方独立行政法人へと移行し、柔軟で迅速な大学運営が可能となりました。一方で、教育研究機関として、社会への貢献という視点がより求められています
- 平成30年度から令和3年度にかけて、著作権法の一部改正が行われ、デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備が行われるなど、近年、制度の見直しが進んでいます。

（1）教育研究機関の機能強化

【施策の方向性】

- 県内高等教育機関が有する多様な資源やそれぞれの特色を活用し、地域社会や産業における課題解決を図るための人材育成機能の充実強化を図ります。
- 高等教育機関自らの魅力を高める教育プログラムの導入支援や蓄積された教育研究成果の還元による社会貢献活動への支援等に取り組みます。

◆具体的施策

- ① 沖縄県立芸術大学への大学運営費の支援及び学習環境の整備にかかる支援（文化振興課）
公立大学法人へ移行した沖縄県立芸術大学に対し、地方独立行政法人法に基づき県が定めた中期目標を達成するため、交付金等を交付し大学運営を支援します。
- ② 大学の研究成果に対する地域社会への還元（文化振興課）
一般県民を対象とした公開講座等の実施による研究成果の地域社会への還元を支援します。

(2) 文化芸術施設等の充実及び活用

【施策の方向性】

- 国立劇場おきなわや沖縄県立博物館・美術館、その他の文化芸術施設及び文化芸術施設以外の公共の施設を活用した文化芸術活動の場の創出に取り組みます。
- 伝統芸能、郷土芸能、大衆芸能等の多様な文化芸術や文化産業等の振興も寄与する文化発信交流拠点の充実に取り組みます。

◆具体的施策

① 博物館・美術館の管理運営（博物館・美術館）

文化芸術活動の拠点施設としての利用促進・内容充実を目的に、WEB上での情報発信や動画配信等を含む広報周知の強化等について指定管理者と連携して取り組むとともに、常設展示の魅力アップや沖縄美術史の認知度向上に資する施策の展開等、県民や観光客を惹きつける魅力ある施設運営に取り組みます。

② 美術館収集資料のデータベース化（博物館・美術館）

博物館・美術館が所蔵している美術作品及び関連資料等の情報の利活用を図るため、これらの情報の整理・アーカイブ化による情報発信基盤の整備、オンラインでの情報公開・周知に取り組みます。

③ 琉球歴史文化の日における公共施設の無料開放（文化振興課）

琉球歴史文化の日の趣旨にふさわしい行事について、規則の定める県の公共施設の使用料等を無料にする取組を行います。（沖縄県立博物館・美術館、沖縄空手会館、沖縄平和祈念資料館の観覧料・使用料等）

④ 知の拠点パワーアップ事業（生涯学習振興）

多様化、高度化した社会のニーズに応えるため、本県の知の拠点として、幅広く専門性の高い資料を収集し、豊富な情報資源を活用した課題解決支援機能の向上を図ります。

特に、郷土資料は網羅的に収集し、沖縄の歴史・文化等に関するレファレンス機能の専門性を高め、県内外における沖縄情報のニーズに応える体制強化に取り組みます。

⑤ 沖縄空手会館の管理運営（空手振興課）

指定管理者制度を利用し、施設管理のコスト削減や利用者増加の取組など民間事業者のノウハウを活用し、効果的な施設運営に取り組みます。

また、「沖縄空手」を独自の文化遺産として保存・継承・発展させるような自主事業の開発の支援などに取組み、「空手発祥の地・沖縄」を国内外へ発信し、伝統空手の真髄を学ぶ拠点の形成を目指します。

⑥ 沖縄空手会館の博物館相当施設としての活動の充実（空手振興課）

博物館相当施設としての機能を有する沖縄空手会館による沖縄空手に関する資料収集、調査研究、展示、教育普及等の博物館法に規定される諸活動の推進により、学術研究の深化・発信に取り組むとともに、沖縄空手会館を拠点に官民あげて世界大会や各種セミナーの開催、沖縄空手案内センターによるコーディネートなど、空手愛好家の受入体制の強化を進め、広く国内外に対し「空手発祥の地・沖縄」の発信に取り組めます。

⑦ 文化発信交流拠点の充実（文化振興課）

伝統芸能、郷土芸能、大衆芸能等の多様な文化芸術や文化産業等の振興に寄与する文化発信交流拠点の充実に取り組めます。

⑧ 国立劇場おきなわにおける鑑賞層の拡大（文化振興課）

国立劇場おきなわの自主公演を鑑賞する機会が少ない層や次世代を担う子ども達に向けた鑑賞機会の創出を促進し、伝統芸能の普及発展に取り組めます。

⑨ 琉球歴史文化の日周知啓発推進事業（文化振興課）

11月1日の琉球歴史文化の日に向け、県民が沖縄の歴史と文化への理解を深めるための関連事業を実施し、また、児童生徒等を対象とした歴史文化等を学ぶワークショップ等を実施します。

(3) 知的財産に関する知識の普及

【施策の方向性】

○文化芸術に関連する知的財産について、その保護及び公正な利用やその活用を図り、文化芸術の振興や文化芸術に関する産業の振興を図っていくため、これらの知識の普及に努めます。

◆具体的施策

① 知的財産に関する普及啓発（文化振興課）

文化芸術に関連する知的財産について、その保護及び公正な利用やその活用を

図り、文化芸術の振興や文化芸術に関する産業の振興を図っていくため、これらの知識の普及に努めます。

(4) 企業等による支援活動の促進

【施策の方向性】

ONPO、文化ボランティア活動、企業等の芸術文化支援を促進するなど、社会全体で文化活動を支える環境づくりに取り組みます。

◆具体的施策

① 企業の文化芸術に対する支援の促進（文化振興課）

地方公共団体の文化振興施策への財政的支援や地域の文化環境づくりのため各財団等の助成制度への応募を促進します。

第五章 推進体制

1 推進体制

計画の推進に当たっては、県における推進体制を構築するとともに、県民や、文化芸術団体、事業者、教育機関、市町村等様々な主体と連携・協働しながら取り組んでいきます。

(1) 県の役割

文化芸術施策の推進に当たっては、観光、まちづくり、産業、国際交流、福祉、教育その他の関連分野の施策との連携が必要であることから、文化観光スポーツ部が中心となり、個別の課題に応じた関係部局との連絡調整や、本計画に基づく施策の進捗管理を行い、本県の文化芸術振興施策を総合的に推進していきます。

施策の推進に当たっては、安定的な財源の確保に努めるとともに、クラウドファンディングやふるさと寄附金等の多様な資金調達・財源確保の検討を行います。

また、国や他の都道府県とも様々な局面で連携を図っていきます。

(2) 県民及び文化芸術団体に期待される役割

県民一人一人が、沖縄文化や多様な文化芸術に対する興味と関心を持ち、文化芸術の担い手として、自主的かつ主体的な文化芸術活動を通じて、文化芸術を振興する役割を果たすことが期待されます。

(3) 事業者期待される役割

地域の文化芸術活動に対する支援や文化資源を活用した地域づくりへの理解と参画、商品・サービスの開発など、自主的かつ主体的に文化芸術を振興する役割を果たすことが期待されます。

(4) 教育機関、研究機関等に期待される役割

小・中・高等学校等の学校教育においては、国内外の優れた文化芸術に触れる機会を提供するなど、文化芸術に関する教育の充実を図るとともに、伝統芸能・伝統工芸その他の伝統的な文化に対する理解及び関心が深められるよう取り組むことが期待されます。

また、大学等の高等教育機関においては、文化・芸術に関する専門教育の充実

や研究体制の構築が図られ、創造性豊かな人材の育成を通じて文化芸術の振興及び社会の発展に貢献することが期待されます。

(5) 市町村に期待される役割

地域の特性を生かした文化芸術を振興する上で市町村が果たす役割は重要であることから、地域における伝統行事の保存・継承や学校教育における文化芸術活動の奨励、文化資源を活用した地域づくりへの理解と参画など、地域の文化芸術振興の主たる役割を担うことが期待されます。

2 進行管理（評価・検証）

計画に基づく施策の推進に当たっては、別添に掲げる指標ごとに5年後の令和9年度を目処に総括指標及び成果指標を定め、定量的な評価・検証を行うほか、取組の進捗状況を把握するための参考指標を設定し、その動向を確認します。

また、本計画を着実に推進するため、毎年度、本計画に掲げた施策の取組状況や進捗状況について、各指標や参考値の動向を踏まえながら、新・沖縄21世紀ビジョン実施計画のPDCA検証票を活用しつつ確認・点検を行うとともに、沖縄県文化芸術振興審議会に報告し、同審議会での意見を施策の改善等に生かしていきます。

【指標一覧】

| 指 標 | | 指標の出自 | 基準値 (R3) | 目標値 (R9) | 備考 | 担当課 | |
|--------------------------|-----------------------------------|-----------------------|---------------|-------------|-------------|--------------------------------|----------|
| 総括指標 | 「沖縄文化が保全・継承されている」とする県民の充足度 | 県民意識調査 | 35.8% | 42.1% | | 文化振興課 | |
| | 「地域の文化資源を生かしたまちづくりが盛ん」とする県民の充足度 | 県民意識調査 | 26.6% | 33.1% | | 文化振興課 | |
| | (直近1年間に)文化芸術を直接鑑賞したことがある人の割合 | 文化活動実態調査 | 69.0% | 80.0% | R8年度調査実施 | 文化振興課 | |
| | 「子どもが文化に親しむ機会の提供」に対する満足度 | 文化活動実態調査 | 16.8% | 24.4% | R8年度調査実施 | 文化振興課 | |
| | 「独特の文化がある」ことを本県(県民)の長所と捉えている割合 | 県民意識調査 | 12.6% | 14.1% | | 文化振興課 | |
| (1) 文化芸術の振興 | | | | | | | |
| 1 | しまくとぅばを挨拶程度以上使う人の割合 | しまくとぅば県民意識調査報告書 | 28.6% | 44.0% | | 文化振興課 | |
| 2 | 県の支援した伝統芸能関係団体が実施したイベント(公演等)の参加者数 | 文化振興課調べ | 4,750人 | 16,000人 | | 文化振興課 | |
| 3 | 県内空手道場における門下生数(1道場あたりの平均) | 沖縄空手振興ビジョンロードマップ | 23人 | 39人 | | 空手振興課 | |
| 4 | 従事者一人あたりの工芸品生産額 | 令和3年度工芸産業実態調査 | 1,599千円(R2年度) | 2,079千円 | | ものづくり振興課 | |
| 5 | 市町村文化協会会員数 | 文化振興課調べ | 11,844人 | 14,000人 | | 文化振興課 | |
| 6 | 国立劇場おきなわの入場者数 | 文化振興課調べ | 16,156人 | 59,000人 | | 文化振興課 | |
| 7 | 文化財の指定件数(累計) | 沖縄県教育委員会「文化財課要覧」 | 1,434件 | 1,476件 | | 文化財課 | |
| 8 | 景観アセスメント数(累計) | 県調べ | 68 | 128 | | 都市計画・モノレール課 | |
| (2) 人材の養成等 | | | | | | | |
| 9 | 沖縄県立芸術大学の卒業生数(累計) | 文化振興課調べ | 4,011人 | 4,935人 | | 文化振興課 | |
| 10 | 学校公演鑑賞後に組踊・沖縄伝統芸能を理解した児童生徒の割合 | 沖縄県教育庁文化財課調べ | 84% | 86% | | 文化財課 | |
| 11 | 県内の文化芸術に関する取組を行う団体等への支援件数 | 文化振興課調べ | 115件 | 142件 | | 文化振興課 | |
| 12 | 文化功労者表彰の受賞者数 | 文化振興課調べ | 15件 | 15件 | | 文化振興課 | |
| (3) 文化芸術活動の充実 | | | | | | | |
| 13 | 身体障害者福祉展における障害者制作作品の展示 | 障害福祉課 | 240件 | 240件 | | 障害福祉課 | |
| 14 | 県が支援した文化交流イベントの参加者数 | 文化振興課調べ | 5,878人 | 99,000人 | | 文化振興課 | |
| (4) 文化芸術の活用 | | | | | | | |
| 15 | 文化資源を活用した体験プログラムの構築・実施(累計) | 文化振興課調べ | — | 50回(R8) | 令和4年度から事業開始 | 文化振興課 | |
| 16 | 文化資源を活用したビジネスの自走化件数 | 文化振興課調べ | — | 22件 | 令和4年度から事業開始 | 文化振興課 | |
| 17 | 平均滞在日数 | 観光要覧 | 4.42日 | 4.71日 | | 観光政策課(出典元) | |
| (5) 文化芸術を支える基盤の強化 | | | | | | | |
| 18 | 沖縄県立芸術大学における学部志願倍率 | 公立大学法人沖縄県立芸術大学学務実績報告書 | 2.4倍 | 2.3倍(R8) | 中期計画の目標値 | 文化振興課 | |
| 19 | 県内文化施設の稼働状況 | 文化振興課調べ | 31.6%(R2) | 60.0% | | 文化振興課 | |
| 20 | 著作権に関する相談件数 | 文化振興課調べ | 2件 | 10件 | | 文化振興課 | |
| 21 | 企業の文化芸術に対する支援の促進 | 文化振興課調べ | 6件 | 6件 | | 文化振興課 | |
| 参考指標 | 1 | 本県の芸術家人口の数(人口10万人あたり) | 国勢調査 | 313人(H27) | | 文化振興課 | |
| | 2 | 博物館・美術館来館者数 | 博物館・美術館調べ | 13.9万人 | | 博物館・美術館 | |
| | 3 | 工芸の杜 施設の総利用者数 | ものづくり振興課調べ | 36,000人 | | 令和4年4月1日供用開始のため、初年度目標値を基準値に記載。 | ものづくり振興課 |
| | 4 | 空手会館来館者数 | 空手振興課調べ | 74,535人 | | | 空手振興課 |

